

犀川辰巳治水ダム建設事業に係る公聴会

日時：平成19年5月20日（日）13：30～19:25

場所：金沢市文化ホール

※主催者判断により、公述人以外の個人、法人名等の表記の一部を「〇〇」表記とした。

【議長】 定刻になりましたので、ただいまから犀川辰巳治水ダム建設事業に係る公聴会を開会します。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づき、平成19年1月18日付で起業者である石川県から提出された事業認定申請について開催するものであり、今後事業認定庁として当該申請の審査、事業認定に関する判断をするに当たり、勘案すべき情報を収集することを目的とするものです。なお、本公聴会の開催に当たっての注意事項等につきましては、北陸地方整備局長決定としてあらかじめ公聴会開催実施要領として制定したものにに基づき、北陸地方整備局ホームページに掲載しました開催案内に記載しておりますが、本日、会場受付にてお配りいたしました入場整理券にも記載しておりますのでご一読いただき、遵守されるようお願いいたします。万が一これを遵守いただけなかった場合は退場を命じることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 1. 起業者（石川県）

【公述人】 公述人の石川県土木部河川課ダム建設室長の山本と申します。

この公聴会の対象事業であります犀川辰巳治水ダム建設事業が土地収用法第20条の要件を満たしていることを公述いたします。

座って説明させていただきます。

[パワーポイント]

公述内容といたしましては、事業の計画概要、事業の必要性及び効果、環境保全対策、辰巳用水東岩取入口の保全対策、事業の実施状況について順を追って説明いたします。

まず、辰巳ダムの計画概要について説明いたします。

辰巳ダムの目的につきましては、第1に、洪水をダムで貯留して市街地を洪水から防御することです。犀川流域は、金沢市の中心部に位置しており、近年は急速に開発が進み、資産が蓄積しておりますので、治水対策は喫緊の課題となっております。

第2に、既存2ダム、犀川ダムと内川ダムでございますが、これらの容量再編成により、せせらぎ流量を確保することです。犀川大橋から伏見川合流点にかけましては、毎年のように河川水が枯渇する現象が発生しており、正常流量の確保も喫緊の課題でございます。

次に、辰巳ダムの計画概要について説明いたします。

辰巳ダムは、二級河川犀川において金沢市上辰巳町地内及び相合谷町地内に石川県が洪

水調節専用ダムとして建設する事業でございます。

下の図は、辰巳ダムの事業計画平面図でございます。

ダムの規模は、堤体の高さが51メートル、堤頂長が195メートル。また、貯水池の規模は、湛水面積が0.42平方キロメートル、総貯水容量が600万立方メートルで、最大の特徴といたしましては、ふだんは水を貯めないダムでございます。

事業の実施経緯について説明いたします。

昭和40年代後半からの高度経済成長期に、犀川流域においても急速な市街化が進展し、より高い治水安全度の確保が求められるようになりました。また、環境面で渇水時の河川環境問題への対応が求められるようになりました。このため、昭和50年4月から洪水調節と河川の流水の正常な機能の維持を確保するための流量対策として、新たな多目的ダムを建設するため実施計画調査に着手しました。

昭和58年4月には、犀川総合開発事業として建設事業に着手し、辰巳ダム建設に向けての用地調査や測量などを開始しました。

その後、平成9年の河川法の改正により、環境面での施策を一層充実する必要性が生じたこと、またその間に雨量データなど新たなデータの蓄積が進み、より精度の高い降雨量と洪水流量の予測が可能となったことなどから、平成14年度に改めて水系全体の治水・利水計画について一から見直しに着手しました。

その結果、平成16年7月に犀川水系河川整備基本方針を策定し、さらに平成17年3月に犀川水系河川整備計画を策定いたしました。

犀川辰巳治水ダム建設事業につきましては、犀川水系河川整備計画に基づき変更計画を行ったものであり、平成17年5月に国の同意を得ております。

本事業に必要な用地に関しましては、平成元年度から用地買収に取り組んできておりますが、用地の一部の取得が困難な状況があり、着実な事業推進が難しくなっている状況でございます。

さきの辰巳ダムの目的で説明いたしましたが、早急に事業を推進しなければ犀川の治水対策、利水対策を望む多くの流域住民の皆様の声にこたえることができないことから、やむなく土地収用の手続を検討し、平成17年11月25日に土地収用法の規定に基づく説明会を開催いたしました。その後、ダムの水理模型実験と細部設計を実施し、詳細な構造が決定したことから、平成19年1月18日に事業認定を申請したところでございます。

なお、事業認定の申請は行いましたが、今後も引き続き用地取得に向けて未買収地の地権者の皆様に対し用地交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に、辰巳ダム建設事業の施行を予定する土地について説明いたします。

本事業の施行を予定している土地は、ダム湖が満水になった場合、水が貯まる区域とダム本体が位置する区域であり、恒久的に事業で必要とされる区域でございます。現在、未買収の共有地などの地権者約600人に対しましては、これまでに1,700回を超える交渉、接触並びにパンフレットや「辰巳ダムだより」の送付などを行い、辰巳ダムの建設にご理解を求めてまいりました。

本事業の施行予定地の取得状況でございますが、地権者の皆様のご協力により、平成19年5月19日現在で事業予定地面積約48.7ヘクタールのうち、既に約48.4ヘクタールを取得しており、その取得率は約99.3%となっております。下の図で赤く示している箇所が未買収の区域でございます。

次に、事業の必要性及び効果のうち、犀川の治水計画について説明いたします。

まず、犀川における主な洪水被害でございますが、この表にございますように、犀川では幾たびかの洪水被害に見舞われてまいりました。大正11年、昭和24年、昭和28年、昭和36年、昭和49年には大きな洪水被害が発生しておりますほか、平成10年の台風7号による被害が記憶に新しいところでございます。

[パワーポイント]

この写真は、昭和36年の洪水の際に新橋が落橋した状況でございます。このときには、犀川大橋付近では橋げたすれすれまで水位が上昇し桜橋も落橋し、金沢市内は甚大な被害を受けました。

[パワーポイント]

この図は、平成16年7月の福井豪雨における総雨量の地域分布を示したものでございます。福井豪雨では、気象庁美山観測所において最大時間雨量87ミリメートル、2日間の総雨量285ミリメートルの降雨によって九頭竜川の支川、足羽川が破堤、氾濫し、福井市内に大変な浸水被害をもたらしました。

[パワーポイント]

これは、美山観測所の年最大日雨量のグラフでございます。昭和51年から平成15年までの年最大の2倍以上の雨が福井豪雨では降っております。このように隣の福井県で今までなかったような大きな雨が突然降っており、金沢でも今まで降っていないような大規模な雨が降るおそれがあります。

そこで、もし犀川流域で福井豪雨相当の降雨が発生した場合、辰巳ダムなどにより流量をどの程度低減できるかを検証してみました。

この表の上段は、犀川における治水計画でございます。表の下段は、福井豪雨相当の降雨が発生した場合の流量を検討したものでございます。

犀川の治水計画では、基準点犀川大橋においてダムなどがいない場合の基本高水流量1,750立方メートル毎秒を浅野川からの洪水の一部を受け入れた上で既存の犀川ダムと内川ダムで貯留することにより1,460立方メートル毎秒まで低減させ、さらに辰巳ダムで貯留することで1,230立方メートル毎秒へ低減する計画としております。もし犀川流域で福井豪雨相当の降雨が発生した場合、ダムなどがいない場合には基準点犀川大橋の流量は1,770立方メートル毎秒となることが予想されます。これに対して、既存のダムなどで最大限に洪水調節を行った場合、流量は1,360立方メートル毎秒に低減できますが、犀川大橋地点の計画高水を超えて大洪水になると考えられます。一方、さらに辰巳ダムで貯留を行うことにより流量を1,210立方メートル毎秒に低減でき、洪水は防止できます。

このように、辰巳ダムの完成後には、犀川流域で福井豪雨相当の降雨が発生した場合でも、犀川大橋地点の流量を計画高水流量1,230立方メートル毎秒以下とすることが可能となり、洪水被害を防御できることとなります。

次に、治水対策案の比較検討結果について説明いたします。

犀川の治水対策としましては、河道改修、ダム、遊水池、放水路など9つの案について比較検討を行っておりますが、ここではそのうちでも代表的な5つの案を提示しております。補償物件数、事業費、整備期間の面から総合的に判断しますと、ダム案が最も合理的な治水対策であると判断しております。

次に、犀川における既存の洪水調節施設について説明いたします。

犀川における洪水調節施設の整備状況でございますが、犀川ダムが昭和40年度に完成しております。内川ダムと浅野川放水路が昭和49年度に完成しております。しかしながら、犀川ダム、内川ダムだけでは100年に一度程度発生する規模の降雨による洪水が処理できないことから、現在、整備中の河川改修とあわせ、辰巳ダムを建設するものでございます。

次に、既存ダムの容量再編成について説明いたします。

犀川の治水計画に際しましては、既存の犀川ダム、内川ダム、そして辰巳ダムの貯水容量を再編することといたしました。

既存内川ダムにつきましては、洪水調節容量の一部を辰巳ダムで確保しようとしていた河川維持流量の容量の一部として振りかえ、洪水調節の能力が減った分を辰巳ダムで確保することといたしました。

さらに、既存犀川ダムにつきましては、工業用水容量を辰巳ダムで確保しようとしてい

た河川維持流量の容量の一部として振りかえ、この容量再編に伴い、犀川ダムで洪水調節容量が減った分につきましても辰巳ダムで確保することといたしました。

これらの再編成によって、既存施設が最大限に活用されることとなり、辰巳ダムの施設規模を小さくすることが可能となりました。

次に、洪水調節専用ダムについて説明いたします。

先ほど説明いたしました既存2ダムとの容量再編により、辰巳ダムで確保しようとしていた河川維持流量の容量を既存ダムで受け持つことにより辰巳ダムを洪水調節専用のダムとすることができ、ふだんは水を貯めないことで水質問題を解決するなど環境負荷の軽減を図ろうと考えております。

また、通常のダムと異なり、現在の川の流れを保つことで上下流方向の連続性を確保し、魚類などの生態系に配慮しました。

さらには、下流の動植物の生育に必要な窒素などの栄養塩類や土砂などは自然の川と同じように流れていくこととなります。辰巳ダムを洪水調節専用ダムとすることにより、堆砂を下流に流すことができるようになるため、さらにダム規模を小さくすることが可能となりました。

次に、事業の必要性及び効果のうち、犀川の利水計画についてご説明いたします。

犀川の水利用の状況でございますが、犀川の水は水田などのかんがい用水や水力発電、金沢市の上水道などの都市用水に広く利用されております。

犀川における渇水被害の発生状況について説明いたします。

昭和48年の渇水時には、厳しい給水制限が実施されております。また、昭和58年には農業用水の取水が50%カットされております。近年の最もひどい渇水年である平成6年には、鞍月用水の取水が停止されております。

写真でございますが、右側の写真は昭和60年の御影大橋下流と平成6年の新御影橋下流の渇水時に川に水が流れていない状況を示しております。

左下の写真は、平成6年の渇水時に河川水が枯渇し、魚が酸欠死した状況でございます。

犀川大橋下流では、毎年のように河川水の枯渇が発生しております。

次に、既存ダムとの容量再編成について説明いたします。

犀川の利水計画につきましては、先ほど治水計画で説明させていただいた既存2ダムとの貯水容量の再編成により、新たに河川維持流量を確保することとしました。犀川ダムでは、未活用の工業用水容量を河川維持流量確保のために活用し、内川ダムでは洪水調節容量の一部を利水容量に組みかえております。

このことから、辰巳ダム完成による効果としましては、10年に一回程度発生する渇水時にも魚類の生息に必要な流量を確保した上で、水道用水、かんがい用水を安定的に確保することが可能となります。

ここまでのまとめとして、ダム完成による利益を説明いたします。

ダム完成による利益として、これまで治水面での利益、利水面での利益を説明いたしました。

第1に、治水面での利益といたしましては、おおむね100年に一回程度発生する規模の降雨による洪水に対して洪水調節が可能となり、流域における浸水被害を軽減することができます。

第2に、利水面での利益といたしましては、10年に一回程度起こり得る渇水時にも魚類の生息などに必要な流量を確保するとともに、水道用水、かんがい用水を安定的に確保することが可能となります。

以上をまとめますと、辰巳ダム建設事業は、流域住民生命及び財産の安全、さらに既得用水の安定的な取水並びに河川環境の保全に寄与するものでございます。

次に、自然環境の保全について説明いたします。

まず、辰巳ダムにおける環境影響評価について説明いたします。

辰巳ダムは、事業規模が環境影響評価法に定める対象事業の要件を満たしていないことから、環境影響評価の実施は義務づけられておりません。しかしながら、環境への影響に配慮するため、環境影響評価法の項目について調査検討を実施しております。この結果、ダム建設が貴重な動植物に及ぼす影響については、ほとんどの種において影響は小さいと予想されるとともに、影響が小さくないと予想される一部の種についても、保全対策を講じることにより、影響を小さくできるものと評価しております。また、ダム建設時における騒音、振動などについても環境保全の目標は達成されるものと評価しております。

次に、環境に対する配慮について説明いたします。

辰巳ダムの計画、事業実施の過程において、専門家、有識者などにご協力いただきながら、環境に対して配慮を行っております。

第1点ですが、ダムサイト並びに貯水池周辺において生息種の調査を実施しております。具体的には、植物、哺乳類、鳥類などについて専門家、有識者などの助言をいただきながら調査を進めております。

第2点ですが、市道の付替工事では、貴重鳥類の繁殖期に工事を避けました。さらに、トンネルの工事においてシェルターを設けて防音対策を行うなどの対策を行っております。

す。

第3点ですが、今後も引き続き環境調査を行うとともに、必要に応じて保全対策を講じていくこととしております。

[パワーポイント]

これは、環境に配慮した工事の実施例としまして、多自然型水路を設置したものでございます。工事中の側溝部の水路、擁壁部に自然石を積み上げた多孔質な構造とする工夫を行いまして、早期の植生の回復を図るとともに、鳥類の捕食対象となる底生動物の生息環境を確保し、水路自体がえさ場となるよう配慮しております。

また、地元愛鳥会が山合いの休耕田を利用して行っているビオトープについて、水路整備などを協力して実施しました。これにより、大々的な環境を創造し、事業の影響の軽減に努めております。

[パワーポイント]

環境に配慮した工事の実施例といたしまして、トンネル工事の防音対策を施行したものでございます。トンネルの工事において、トンネル掘削作業に伴う騒音や明かりの周辺環境への漏れを極力遮り、貴重鳥類などへの工事の影響を低減する目的でトンネルの入り口に仮設のシェルターを設置したものでございます。シェルターについては、内側及び外側の両方に杉板材を張り、防音効果をより高めております。

また、外周面のテントシートについては迷彩色を施し、周囲の環境と調和するように配慮したものでございます。

[パワーポイント]

この写真は、昨年度、ダム建設予定地周辺で営巣と繁殖を確認したミゾゴイの巣立ったヒナの写真でございます。これまでの環境への配慮により、専門家からは2羽の幼鳥が育ったことは重要であり、ミゾゴイの営巣環境が保たれていると思われ、これまでの道路やトンネルなどの工事による影響は少なかったと言えるのご意見をいただいております。これまでの対策については効果があったと考えております。

今後も専門家の指導をいただきながら、生態調査などモニタリングを継続し、希少種保護に努めながら、ダム建設事業を進めてまいりたいと考えております。

[パワーポイント]

次に、辰巳用水東岩取入口の保全について説明いたします。

辰巳用水は、加賀3代藩主前田利常が金沢城の防火用水として板屋兵四郎に命じ、延長約10キロメートルに及ぶ用水を引いたものと言われております。辰巳用水の取入口は、板

屋兵四郎により辰巳用水がつくられた1632年当時には、雉の取入口となっておりました。その後、川底が下がって取水ができなくなったことなどから、1799年ごろには上流の古川口に、さらに1855年には現在の取入口である東岩に移設されたと言われております。

東岩取入口付近の隧道は、犀川の河床低下に伴い、大正2年、昭和22年に掘り下げが行われたと言われております。

また、取入口については昭和初期にコンクリート製の取入口が設置され、さらに昭和41年ころに取水堰が設置されたことで現在の姿となっております。

辰巳用水は、今日でもかんがい用水及び兼六園などの水源として利用されております。

辰巳用水東岩取入口の保全に際して、当初の辰巳ダム計画位置は図の点線部で計画しており、辰巳用水東岩取入口が水没することとなっております。変更計画では、ダムの高さも低くなったことなどから、一応図のように右岸側で上流へ150メートル程度移動し、辰巳用水の東岩取入口を保全保護することといたしました。

また、ダムのデザインについては、東岩取入口を含めた周辺の景観に配慮したものとするため、有識者、学識者から成るデザイン検討委員会からの提言を受けて、ダムのデザインを決定しております。

[パワーポイント]

これは、辰巳ダムの整備イメージでございます。辰巳用水の取入口付近においては、取入口を保全し、川らしい空間が確保されるように検討いたしました。具体的には、大きな洪水の際にダムからの放流水が流れる洪水調節口の位置を対岸の方へずらし、東岩取入口付近で現在の川幅程度を確保しております。

また、平常時に辰巳用水あるいは下流の維持流量を補給するための放流路を設けており、この放流路につきましては、魚類の遡上などに考慮し、現在、詳細構造について検討を進めております。

次に、辰巳ダム建設事業の実施状況について説明いたします。

辰巳ダムの総事業費は240億円を予定しております。平成18年度までに101億1,200万円を実施済みで、平成19年度の事業費は3億円でございます。平成20年度以降は135億8,800万円を予定しております。なお、総事業費のうち、国費は119億8,600万円となっております。

辰巳ダム建設は必要不可欠な事業であり、県では優先的に財源手当てをしており、また国においても事業の重要性を認め補助金をつけており、財源は問題ございません。

これまでに実施済みの工事について説明いたします。

工事用道路につきましては、付替市道兼用として整備を既に終えております。

左の写真は、水渕・相合谷トンネルの相合谷側の坑口でございます。

また、右の写真は、相駕大橋、ほたる橋の写真でございます。このように付替道路、工事用道路の工事は既に完成し、平成17年8月に全線開通しております。

今後実施する工事について説明いたします。

付替道路、工事用道路が完成していることから、工事につきましてはダム本体に係る工事を残すのみとなっております。本体工事につきましては、平成19年度に着手し、平成24年度の完成を予定しております。

以上、犀川辰巳ダム建設事業の目的と内容などについて説明いたしました。

事業概要について改めてまとめますと、第1点目ですが、辰巳ダムは河川法に基づく治水ダム事業であり、土地収用法第3条第2号に該当する事業でございます。

また、第2点目ですが、起業者である石川県は、事業を実施する意思と能力を有しております。

第3点目ですが、辰巳ダム建設事業は洪水から市民の生命及び財産を守り、用水の安定的な確保、河川環境の保全に不可欠な事業であり、また環境保全対策には万全を期しております。

以上より、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものでございます。

さらに、第4点目といたしましては、金沢市街地の治水安全度を一刻も早く向上させるため、土地を収用する公益上の必要があります。

以上のように、辰巳ダムは土地収用法第20条の要件をすべて満たす事業でございます。

辰巳ダムの早期完成を望む流域住民の声にこたえるためにも、事業の円滑な推進が必要であり、できるだけ早期に事業の認定がされることを希望いたします。

これで公述を終わります。

## 2. 碓山 洋

【公述人】 今回の土地収用法発動によって土地を奪われる立場になる地権者の一人として公述いたします。

私たちは水没予定地、先ほどスライドの中にありました未買収の土地のうちの幾つかを共有地運動で持っているわけですが、その土地のうちの一つの筆頭の地権者でもあります。そして、この辰巳ダム計画の計画に全く同意できないし、また土地収用法が求めるような条件を一切満たしていないという立場から公述したいと思います。

各論的には、後ほど何人かの公述人からお話があると思いますので、全般的な問題と、それから今回のこの土地収用に至る経緯等について何点かに絞って公述を行いたいと思います。

まず、意見と質問があるわけですが、まず意見の第1点目です。辰巳ダムの治水計画は根本的に誤っており、全く不要のダムであるということでもあります。先ほど来、100年に一度の洪水量についての説明がありましたけれども、これまでの観測で見ても実際の100年間の最大の出水量は800数十立方メートル毎秒であり、また正しい統計計算をすれば大体それに符合する800数十立方メートル毎秒、あるいはどんなに大きく見積もっても900立方メートル毎秒程度であります。既往最大もこれにとどめたということでもあります。

しかるに、非常に過大な数字を出してダムが必要であるかのようにいわば偽装している、そういう計画であります。この問題について、市民グループから県はたびたび指摘されているわけですが、彼らの答えは、ほかのダムと大体同じような計算方法をしているということが1点。それから流域委員会なり、審議会なりそういったところで認められているということが2点目。それから、国交省が認めているということが3点目であって、自分たちの計算が正しいということを何ら積極的に証明できていないし、また我々の指摘が誤っているということを何ら積極的に証明していません。

ただ、そういう前例がそうであるだとか、あるいは国交省が認めているということを繰り返すのみであって、完全に反論不能の状態、破綻した計画であるということでもあります。

それから2点目、辰巳ダムは今言いましたように不要でありますけれども、不要だけではなくて、危険を増大させるダムであるということでもあります。

一つは、先ほど説明ありました穴あきダムという点でありますけれども、要するにゲートを持たない、止めたいときに水を止められない、出したいときに水を出せないダムであって、何か万能のダムであるかのような話でありますけれども、結局、人為的な操作を一

切できないダムでありますから、下流域が非常に危険なときに水が出続ける、そういうふうな危険もあるわけです。

それから、さらに大きな問題として辰巳ダムによってでき上がる貯水池、ダム湖ですね。そのダム湖に向かって滑り落ちる形で、超大規模地すべり地帯が存在しています。この地すべりの規模は、最大で500数十万立方メートルでありまして、辰巳ダムの容量に匹敵する大きさであります。

大雨のときにダムに水が満杯になる。地すべりが起こるのは大雨のときであります。ダムが満杯のときに、もし大規模地すべりが起これば、ダムにたまった水が一気にそのダムを乗り越えて下流に到達する。すなわち、ためてはいけないうちに水をためて、下流をなお一層危険にする、そういう欠陥ダムだということであります。不要だけでなく、なお危険になる、そういうダムだということであります。

それから3つ目に、そもそも1番目に言いましたように、過大な出水、洪水量を想定したために、犀川の治水計画全体に無理を来している。あり得ないような数字を用いたがためにつじつまが合わなくなって、非常に犀川の治水計画全体をいびつなものにしているということであります。そもそも石川県は、河川法で義務づけられている河川台帳さえ整備していないという状況が数十年にわたって続いていて、犀川の現況を把握していない、そういう状態でダムを計画し、建設を強行しようとしているわけであります。

真に対策が必要なのは、鞍月用水堰上流部。ここは県議会でも流下能力が500立方メートル毎秒程度というふうに明らかにされていますが、そういう地点。それから、同程度のJR鉄橋付近であります。実はこのあたりが非常に流下能力が小さくて、危険な箇所であるということを石川県は我々から指摘されるまで全く把握しておりませんでした。防災の計画にも入っていなかった。我々が指摘して初めてその危険を認めるというふうな、そういうずさんな状態で、犀川大橋地点が危険だといってダムをつくらうとしているわけです。

ダムをつくったところで、その地点では500立方メートル毎秒しか通らないわけですから、1,230立方メートル毎秒に仮にダムで調整したとしてもあふれるわけです。しかし、そこはどうしてもその川幅を広げるだとか、そういった対策がとれない。それで県は何をしてきたかという、鞍月用水堰から上については全くの整備計画を持たずに数十年間測量さえせずに放置してきたわけであります。これは、すなわち辰巳ダム計画で無理な数字を出したのために、そこにふえることはできないというみずから自縄自縛の状態になったことをあらわしているわけでありまして、ずっとその地点については目をつむってきた。それが我々によって明らかにされて、もう隠しようがないということになって初めて、これ

から20年か30年かけて整備するということを言い出したわけであります。

20年から30年。辰巳ダム計画が言われ始めてから、もしその地点に手をつけていれば、既にもう十分な整備が行われているところを、むちゃな数字を出したがために手を触れることができない、表に出すことができないという状況になってずっと放置してきた。そういう状況になっているわけであります。

つまり、辰巳ダム計画という虚構の非常に誤った計画のために、犀川全体が極めて危険な状態に放置されてきた、そういう計画なんだということです。何か県民の生命、財産を守るための計画であるかのようなことを力説しておられましたが、事実は全く逆であります。県民を危険な状態に数十年間さらし続けてきた、そういう計画だということでありました。

それから4番目にですが、今、金沢では金沢城、兼六園、辰巳用水を一带とし、また金沢市全域を世界遺産にしていこうという、そういった世論と運動が高まってきております。しかし、金沢の用水を代表する辰巳用水の取水口が、先ほどの図にもありましたように、ダムの構造物に抱きかかえられるようになってしまっただけでは世界遺産登録など絶対にあり得ないことであります。世界遺産登録を目指すという市民、県民の願いに全く逆行するといえますか、その最大の障害になるダム計画であるということでもあります。これが4点目です。

それから5点目、住民参加を完全に欠落させたまま強行されてきた計画であるということです。これには、もう数え切れないほどの論点といえますか、ポイントがあるのですが、きょうはそのうちのごく一部に絞って述べたいと思います。

一つは、98年度に行われた最初の公共事業再評価のときに公共事業再評価の中で辰巳ダムは唯一、年度内に結論を出せずに先送りになりました。そして、そのときに公共事業評価監視委員会の委員長から反対派住民と県の間で意見交換をするようにと、こういうお話があり、そのために99年度、7回にわたって私たちは県と意見交換を行いました。

その意見交換の最終段階で、その意見交換の内容を監視委員会に報告する文書を県と市民側で一緒にその資料をつくるときに、その報告書をつくるときに、我々は十分な時間が必要だということで、急がないでじっくりと時間をかけて両者納得できるものをつくろうというふうに言ったわけですがけれども、県の側は恐らく概算要求との時間的な関係だと思えますけれども、とにかく急ぎたいということを出しました。それで我々は時期尚早ではあると思いましたがけれども、もしその後新たな論点が出てきた場合に、その報告書を出してしまった後ではなかなか問題が複雑になるので、その後もし監視委員会に県が資料

を提出する場合には必ず市民側にも出すようにとそういうふうに言い、県の側もそれに完全に同意をしてその報告書をつくったわけであります。ところが、実は県の側は秘密裏に文書を作成して、そしてそれを監視委員会に出すということをやっていたということが後ほど我々が行った公文書公開請求によって明らかになりました。我々はこれをだまし討ちというふうに呼んでおりますが、それに対して、これまで我々に対して一度も謝罪の言葉もなければ、その事実を認めようとしなないわけです。こういった住民無視のやり方で進められてきた計画であると。

もし我々がその文書、資料を事前に入手していれば、公共事業評価監視委員会の結論は違ったものになっていた可能性が大きいわけです。しかし、我々はその資料を持たなかったために、公共事業評価監視委員会に我々はその文書に関する意見を述べる機会を得ることができず、附帯意見がついたながらも事業の継続を可とする再評価の結果が出たわけがあります。そういうだまし討ちによって公共事業再評価を何とか乗り越えてきたという、極めて醜い手法を用いた、市民無視の手法を用いた計画であるということでもあります。

そしてさらに、この再評価の結論も公開で行われているはずの委員会が意見の取りまとめと称して密室審議に入りました。審議はその日はわずか1時間程度だったわけですがけれども、取りまとめと称して傍聴者、それから報道陣を締め出してから3時間にわたって取りまとめの作業なるものを行って、そして出てきたのはそれまでの公開で行われていた審議と全くつながりのない、先ほど申した事業継続妥当という、そういう結論でありました。全くもって初めに結論ありきのやり方であったと言わざるを得ません。

また、河川整備検討委員会などの場に反対派市民を一人も参加させずに、いわばお手盛りで自分たちの都合のよい人選で議論をしてきて、そしてそこが認めたからこの事業が妥当だという、先ほど言った事業計画が妥当だと言える根拠、3つのうちの1つですけれども、それを反対市民を入れずに委員会を行って、そういうことを言っているという、全く市民無視の計画だということでもあります。

そして、さらに言えば、これは多分、後ほど5分間かけての回答も恐らくそうなるだろうというふうに私は見ておりますが、市民から出された質問に対してこれまで何一つまともにも答えていない。すべてはぐらかしであったり、聞いてもいないことになる答えるといえますか、述べているような、そういったやり方、手法でしかないわけです。一番ポイントは、先ほど申しました洪水量が過大に見積もられている部分に対してまともな科学的、技術的な回答もせずに、国交省が認めているだとか、そういったふうな答えにならない答えではぐらかすというそういったことでもありますけれども、終始一貫してそういうやり方

で来ているということです。

したがって、6番目に公共事業評価監視委員会が辰巳ダム再評価の附帯意見としてつけた事業全体について県民の理解を得るよう最大限の努力をすることということに全く答えていないということであって、再評価の公共事業再評価でとりあえず事業継続を認められたけれども、そのときにつけられた条件を全く満たしていない。つまり、事業を継続するに値しない、そういう計画になっているということでもあります。

それから7番目、きょう最も力説したい問題であります。土地収用に向かうこと自体、全く不当であります。私が水没予定地に土地を取得してから7年間、何らも用地交渉の連絡もありませんでした。7年間です。全く土地を売ってほしい、譲ってほしいという話はありませんでした。そして、用地交渉らしきことに着手して、実はもうすぐに強制収用に向かつて動き出したということを我々は公文書公開で突きとめています。

一昨年5月ごろから用地交渉らしきことが始まりました。このらしきというのは、ほとんどの人が土地を売ってほしい、譲ってほしいという話はされていません。計画にご理解をいただきたいと思って連絡をさせていただきましたと、そういうふうな連絡のされ方をしています。先ほど千何回ですか、交渉したようなことを言っておりましたけれども、その大半はそういったありさまです。私については、まだ一回も交渉のテーブルは用意されていません。筆頭の地権者である私に対して、まだ一回も交渉していないわけでありませう。そうであるにもかかわらず、用地の取得は困難だと先ほどおっしゃいました。困難なのではありません。7年間ずっとサボっていたのです。あなたたちはサボっていたんです。

自分たちの怠慢のツケを土地収用という形で国民の財産権を奪う形で解決するといひますか、それは全くもっておかしな話だと思ひます。もし7年前からあなた方が、県が誠心誠意交渉していれば、このような土地収用というふうな手法を使わずとも土地は取得されていたかもしれない。7年間何もしなかつたわけです。全くの何もせずにサボっておいて、そして土地の取得は困難である、これはもう収用しかないといひて、憲法で保障されている国民の財産権を平気で侵そうとする。全く不当なやり方であるといわざるを得ません。

そういったことで、この事業は土地収用の条件を満たしていないのはもちろんですけれども、そもそも指定計画として成り立ち得ない計画であると、土地収用などはもう本当に論外であって、そもそも破棄をして、そして正しい計算をして、犀川の本当の危険箇所を明らかにして、そこにきちんと手を入れるべきであるといひうに考えるわけでありませう。

そして次に、質問です。5点です。

先ほど石川県がこの計画を遂行するのに必要な意思と能力をお持ちだといひうお話でした

が、この5点の質問に答えるのに6人も登壇しているので、本当に能力があるのかどうか、ややいぶかしく思うわけですが、ぜひお答えいただきたいと思います。

まず1番目、先ほども申しましたが、一般に地すべりが起こるのは大雨のときです。大雨のときにダムが満水状態になっています。ダムが満水状態のときに大規模地すべりが起こるリスクをどのように考慮しているか、ご説明ください。

100年に一度の大雨でこういうふうになる、あるいは福井豪雨と同じような雨が降ったらこうなるというふうなシミュレーションをされているようですけれども、当然のことながら、あそこに大規模地すべり地帯があることは県の側は把握されているわけで、大雨のときに満水状態のときに地すべりが起こるリスク、そしてもしそれが起こったときに下流部にどういうふうなことが生じるのか、それをどういうふうに評価しているかということについてお答えください。

そのリスクに対してどのような対策を講ずるのか。その費用は一体幾らになるのか。

それから、所要期間ですね。辰巳ダムをつくる、あと何年間かですつくるというふうにおっしゃっていますけれども、つくって、満水になって、そして対策がとられるまでに地すべりが起こってしまって、大災害が起こったということになっては大変なことになるわけで、その対策の具体的な段取り、費用、所要期間を具体的に説明してください。

そして、もし地すべりで下流に水害が発生したとき、だれがどのように責任をとるつもりなのか。我々は既にこの危険を指摘してあります。皆さんご存じのことです。だれがどう責任をとるのか、この場で明確にしていきたいということでもあります。

2番目、辰巳ダムで計画高水まで洪水量を抑えても、鞍月用水堰上流地点で水があふれます。先ほど来、犀川大橋地点が危ない、危ないとおっしゃっていましたが、犀川大橋地点は安全です。なぜかといえば、それだけの出水があれば鞍月用水堰のところで全部あふれてしまって犀川大橋のところまで来ないからです。この問題をどう考えているか。

1,230立方メートル毎秒というのは、これは県が流下させることができると認めた数字ですけれども、鞍月用水堰地点での越堤や破堤の可能性をどう考えているのか。そして、対策とその費用、所要期間はどれぐらいになるのかということです。そして、同じく、この問題の責任の所在はどうなっているかということです。

私は、やはり基本高水の数字自体が過大なのだと。そうでなければ、つじつまが合わないようなことに犀川はなっている。この数字が過大であるということをまず認めるところから、犀川の合理的な治水計画がつかれると思うのですが、石川県はともかく1,230立方メートル毎秒流すんだと。流せるんだというふうにおっしゃっているわけですから、この地

点でどういふふうに対策をとるのかということについて具体的にご説明ください。

3点目、重要な文化遺産の間近にダムなどの巨大構造物が計画または建設されて世界遺産に登録された前例はあるか、お答えください。

4番目、だまし討ち問題をどのように考えているのか。誠意ある回答を求めたいと思います。

5番目、これも非常に大事な問題です。用地交渉を始めてからずっとダムに反対だということを一回だけでも表明した人はずっと交渉の相手から外されていました。私自身、まだ一度も交渉を受けていません。ダムに反対というその思想を理由にして、一人の例外もなく、一人の例外もなくですよ。一人の例外もなく用地交渉を後回しにしてきたことは、憲法14条法もとの平等及び19条思想及び良心の自由に違反していると思うが、いかがですか。この問題については、もし違反していないというのであれば、学説や判例などを挙げて説明していただきたいと思います。

念のため申しておきますが、用地交渉もダム建設事業の一環であって、ダム計画そのものに関する質問ではないと言った言い逃れは許されません。

この問題は実は事業説明会のときにも私は出しました。そのときに司会をされていた河川課の谷参事は司会の権限を逸脱して、ここは憲法論議をする場ではないと言って切り捨て、回答を県側はしませんでした。しかし、今、土地収用法の条件を満たすということをおっしゃっているわけですが、土地収用法の上位に立つ憲法の問題です。憲法に合致していなければあらゆる法律に合致しない。当然のことです。しかも単なる抽象論としての憲法論議をしたいと言っているのではなくて、現にあなた方県が行っている行政が、執行している行政が憲法違反ではないのかという疑義を出されているわけですから、この問題については回答を回避せずに、きちんと学説、判例を引いて納得のいく説明をしていただきたいと思います。

回答に5分程度かかるということでしたので、あと5分30秒ですから、ぜひ6人がかりで回答していただきたいと思います。

お願いします。

【議長】 それでは、起業者、お願いします。

【起業者】 それでは、順次お答えさせていただきます。

1点目でございますが、洪水時の地すべりの件でございます。

ダムが満水状態のときに大規模地すべりが起こるリスクということでありましたが、地すべりが起こるとすれば、満水時よりも満水時から水位が下がる、低下するときにより危

険であると考えておりました、県ではより危険な場合を想定して地すべりの検討を行っております。

この検討に際しては、国の専門家にも現地を見ていただき十分な調査検討を行っております。対策が必要なものは盛り土などの対策を行うこととしております。その費用は総事業費、先ほど申し上げました240億円以内で対応することとしております。

当然のことではありますが、地すべりの発生により下流に被害が及ぶことはあってはならないことから、地すべりが起こらないよう十分な調査検討を行い、万全を期すこととしております。

【公述人】 大丈夫だと太鼓判押せるんですね。

【起業者】 2点目でございます。鞍月用水堰上流地点で……。

【公述人】 答えなさいよ。

【起業者】 鞍月用水堰上流地点が……。

【公述人】 議長、答えてない質問に対してはちゃんと答えるように言ってください。

【起業者】 1,230トンの流下能力はございません。

【議長】 では、後ほど。

【起業者】 このことは、平成17年3月策定の犀川水系河川整備計画の検討時において議論し、この区間では現在進めている下流の河川改修の進捗状況を見ながら、今後、おおむね30年間に用水堰の撤去、河床掘削及び護岸整備などを行うこととしております。

なお、平成17年度からは鞍月用水堰上流地点で堤防かさ上げなどの整備を実施しております。今後も下流の河川改修の進捗をにらみながら、できるだけ早く段階的に整備を進めていきたいと考えております。

【公述人】 可能性についての質問に答えてないですよ。30年間の間にどれだけの確率なんですか。

【起業者】 次に、辰巳用水……。

【公述人】 答えなさい。

【起業者】 世界遺産の件でございます。

【公述人】 議長、答えるように言ってください。

【起業者】 起業者が回答する内容ではないと考えておりますけれども、起業者の立場でお答えするならば、起業者が調べたところ、ダムがあることで世界遺産登録ができなかった事例は確認できませんでした。

【公述人】 逆を言ってる、逆を。

【起業者】 辰巳ダム建設においては……。

【公述人】 きちんと答えさせてください、議長。

【議長】 順々に答えさせますので、ちょっとお待ちください。

【起業者】 辰巳用水東岩取入口の保全について、犀川水系流域委員会の辰巳ダムデザイン検討委員会でさまざまな検討を行い、東岩取入口の文化的価値をできるだけ損なわないように配慮しております。

また、辰巳ダムの効果としては、渇水時においても用水に適正に水を供給することができ、洪水においても洪水被害の軽減が図ることができるということです。

県としては今後とも辰巳用水を初めとする文化的資源や良好な自然資源との調和を目指したダム整備を進めてまいりたいと思っております。

【公述人】 質問に答えなさい。質問に。

【議長】 じゃ、ここでちょっと。

起業者の方で、先ほど公述人の方から1点目について、地すべりについては結局大丈夫なのかどうかという質問がありましたけれども、その点についてはいかがですか。

【公述人】 もう一つありますよ。

【起業者】 説明の中でお話ししましたけれども、専門家の方々に指導いただきまして大丈夫だという確認をしております。

【公述人】 そうでない。辰巳用水の問題、世界遺産の問題、あなた逆のこと言っています。僕が聞いているのは、ダムなどの巨大構造物が計画の中で建設されて世界遺産に登録された前例はあるかと聞いているんですよ。あなたはダムのために登録されなかった例はないと答えたでしょう。ごまかしていますよ。いつもの手口で。答えなさい。事前に出している質問ですよ。

ここが問題。あなたたち日本語わからないんですか。ごまかすな。答えなさい。

こういう答弁拒否の時間もこれはどんどん下がっていくんですか。黙っていますよ、あの人たち。不当ですよ、これ。何でこの時間どんどん減っていくんですか。黙ってる間も。

【議長】 時間がございませんので。

【公述人】 早く答えなさい。

【議長】 まず、残りの問題について簡潔に答えてください。

【起業者】 はい。

だまし討ちの件でございます。この公聴会の場で質問、回答する内容にそぐわないと考えておりますけれども。

【公述人】 なぜ。

【起業者】 平成11年8月の石川県公共事業監視委員会に諮る提示資料に関しましては、県は誠意をもって対応してきておりまして、だまし討ちの事実はないと確認しております。

【公述人】 恥知らず。

【起業者】 5番目でございます。用地交渉の件でございます。

平成18年1月に、これは文書回答しておりますが、この中で回答していますように、これまで地権者の方々に対し一步一步着実に用地交渉を進めてきておりまして……。

【公述人】 してもらってないと言っているんだ。

【起業者】 現在も残る地権者の方々と鋭意交渉を進めてきているところであり、用地交渉においては差別的扱いはしていない。

【公述人】 憲法違反じゃないですかと書かれたんだよ。

【起業者】 ということで、これは2回ほどお会いしたときに説明させていただいていますが、そういうことだと県は考えております。

【公述人】 憲法違反じゃないんですか。判例は、学説は。

【議長】 終了時刻になりましたので、公述を中止してください。

【公述人】 回答ごまかしたね。

何のために6人も出てきたの、あんたら。

【議長】 どうもありがとうございました。

それでは……。

【公述人】 恥を知れ、恥を。

【議長】 起業者の方も席にお戻りください。

【公述人】 憲法違反だぞ。憲法違反。何も答えてないじゃないか。

【議長】 どうもありがとうございました。

### 3. 吉藤哲夫

【公述人】 金沢市の二塚地区町会連合会の吉藤です。犀川下流域の洪水不安を抱く住民の一人として辰巳ダム早期着工を求める意見を述べさせていただきます。

私どもの地区は、犀川の左岸で、その地図にちょっと赤く書いてきましたが、地区の半分近くが県の犀川・浅野川洪水避難地図ということの中に塗りつぶされております。過去、幾たびとなく水害に悩まされ、家屋や農作物に被害を受けてきたところであります。地形的にも幾つもの川が合流をして、毎年のように梅雨の時期と台風の時期は神経をとがらせながら天気予報から目な離されない日々を送っております。

下流で合流をしている木曳川、安原川、十人川、伏見川の4河川は改修が終わっておりまして、犀川のみが下流の方が未改修であるため、近年、水位の上昇によりまして非常に内水面の水が吐きにくい状態が続いております。

10年ほど前から犀川の右岸、私どもの赤く塗った部分のちょっと上の方ですが、金石、大徳、そして二塚地区で犀川下流域河川改修促進期成同盟会を結成し、国や県に要望しておりますが、公共事業予算の縮小傾向の影響かどうかわかりませんが、予算の配分も思うようについてこない状況であります。

そこで、河川管理者である石川県に河口付近の土砂、そしてまたカーブ部分の土砂堆積を除去する工事をお願いをしておりますが、これもまた予算の関係で十分な成果が得られていない状況でございます。

こういった中、水位上昇時には既設の排水ポンプ場がございます。そのポンプ場の運転に加え、時には金沢市にお願いして仮設の工事用ポンプによる強制排水を行っている状況でございます。

ここで、昨年4月28日の梅雨前線豪雨のときの話を申し上げたいと思います。

示野橋、雪つり橋付近ですね。そこで昨年、警戒水位を突破いたしまして、私の覚えでは午後11時20分ごろでしたが、金沢市から水防警報が発令されました。避難場所が開設された時点で避難準備を発令しますという電話が入りました。私どもはすぐに自主防災幹部に連絡をとって、公民館に集合いたしました。それから金沢市の連絡を待つことにしました。日付が変わって19日、午前零時12分に避難準備情報が発令をされました。私どもは先ほど申しましたこの犀川洪水避難地図に基づきまして、青色で塗りつぶされた町会長や民生委員の方に連絡をし、金沢市が作成している福祉優先者台帳というものに基づきまして高齢者や障害者の家庭を訪ねて避難するように呼びかけました。そしてまた、消防団員等々

は準備を怠りなくパトロールを続け、避難の応援をできるような体制をとっており、また我々は公民館や体育館で避難者を迎える準備やお世話をできるような対応をとりました。

一方、現地では生産組合等々が排水機場の既設のポンプの運転をしたり、またパトロールで状況をつぶさに報告をしてまいりました。パトロール中、かなり水位が上がって危険だ。こんな状態見たことないというような情報が携帯電話で公民館に控えている人に連絡を受けておりますし、また各町会長や公民館長は家を訪ねても出てもらえない方もいらっしゃいました。福祉台帳による避難対象者48人中、9人が緑小学校に避難をされましたが、深夜につきなかなか対応してもらえなかったということは我々、初めての対応、そして避難場所への距離、自主防災の介入のあり方など課題を残しましたが、こういったことが起こらないことが、ないことが望ましいのであると思っております。

公民館に集まった自主防災の方は、福井市の足羽川決壊の被害の話を出す人や、また時間がたった場合、高齢者の飲料水や朝御飯の心配をする人など、不安な思いを私どもはいたしました。幸いに1時間ほどで水位は低下しているとの報告も入ってきましたし、安堵するころに金沢市から午前2時10分に避難解除の支持が連絡入ってまいりました。避難者は無事帰宅をいたしました。我々地域防災幹部は各町会に浸水被害なしを確認し、解散をいたしました。しかし、強制排水の排水機場のポンプは午前4時40分まで稼働し、その間、生産組合や消防分団はパトロールを続けておりました。

避難準備や避難勧告が出なくとも、毎年のように危機にさらされ、水位の下がるまで安心できない状態にあります。よって、私は辰巳ダムが早期に完成すれば、下流の河川水位が低く抑えられ、地区の排水がよくなりますし、何より安心した生活が送れるものと思っております。

また、悲惨な水害のない安全なまちも私ども願っておるところであります。

最後に、犀川下流域の土砂堆積の除去など現状断面の確保と河川改修の早期完成をあわせて、また辰巳ダムの早期着手、完成を切に期待して、私の意見を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

#### 4. 木村久吉

【公述人】 じゃ、申し上げさせていただきます。

金沢市の相合谷住民の犀川右岸の上辰巳との間に車道の橋を構築してほしいというのは、昭和40年ごろに相合谷出身の当時城力の区長であった〇〇氏が熊走の〇〇さん、〇〇さんかもしれない。私、聞いたことも、字で書いてあるものですから。その2人ですが、話し合っていたことからの始まりだったというのが私の認識であります。

したがって、その橋をつくる案をもう一度ダム建設計画の前に考え直していただきたい。これが私の言いたいことの主題でありましょう。

昭和29年の12月31日から翌30年1月の朝にかけて、熊走が大火事を起こしまして4分の3ほど失われてしまいました。このときに金沢から消防車が1台も行けない。雪が積もっていたからです。当時の道というのは自動車が単線で、たまたま対向車が来るとどちらかが下がって広くなったところで交差するというほどの道だったものですから、このころまだ日本の復興が難しかった。いや、そうじゃない。そろそろ朝鮮戦争も終わった後に日本の復興が始まったときですけれども、道路整備やら地方へのかれこれの調査がまだいってなかった時代だと思います。そのことをこの〇〇さんは大変心配しました。相合谷は犀川の上辰巳を隔てた、断崖を隔てた孤立した集落で、そこにいる子供たちは一度相合谷町までずっとおりて、そしてまた犀川小学校へ通わなくちゃいけない。それだけじゃない、いろいろの不便な場所にありました。

それを何とかできないものかと話し合っているうちに、当時の地域の出身の、多分、市会議員、県会議員の人たちが話し合っただけでこれをダム建設に切りかえたんだと思います。思いますじゃない。これは〇〇さんから聞いた話であります。この方がうそを言う必要のないことは、この方の真摯な人生観、行動、それをうかがえば十分に納得できることです。後ほど犀鶴林道ができるときに、初め賛成したんですが、後に反対側に回りました。しかし、県は強行しました。あれは何でしょう。あの犀川の支流の、内川の支流になりますかな。大平沢の谷を猛烈な破壊しただけのことで、その土砂を、壊した土砂を全部谷へ捨ててしまったものです。だから、あの土砂は相当流れてきます。先ほどの話で大平沢の話は一つも出てきませんでした。あれも洪水を起こす原因の一つじゃないでしょうか。それをとめるためにあそこにやはりダムつくっていますけれども、そのことも先ほどからの計算の中には一つも弁明されておられませんね。

この方の反対した理由は数々ありますが、先ほどの〇〇氏の話の中にも若干触れられて

おりますが、後ほどこのダムの功罪について、同じように反対理由を申し述べて我々を指導したのは金沢大学の〇〇教授でありました。

質問してもよろしかったら後から言ってください。

あなた方は「会津武士道」という言葉をご存じでしょうか。新渡戸稲造、〇〇、〇〇、〇〇という方々を知っていらっしゃいましょうか。この方々の持っている会津武士道をそのままに持っていた〇〇が日本中のダムについて約240、みずからの足で歩いた人でありませう。そして、後ほど環境経済学という講座を持って金沢大学にいらっしゃいましたが、病気で亡くなりました。

この方の日本中のダムについての調べの中で、特に辰巳ダムについて申した理由は、この前の案ですよ。ダムの水の汚れ、それから温帯落葉広葉樹林で落ち葉が秋にどんどん落ちてくる。これが堆積したときにできるダムの堆積とそして水の汚れ。この例はあの加賀市の我谷ダムに証明されているようなあの　　になってあらわれてきている。このダムの計画は、全国からいろいろの資料を集めてみた中でも決していい科学的なデータでないということも、この方は強調しておられました。

もう一つは、前のダムの計画で水を上げ下げして、それは洪水調節という形で、また渇水調節という形でやっているときには、水が上がり下がりある。これは、ダムの接する土砂の内側へ水が上がり下がりのために非常に不安定になって、それがダムのダムサイトの決壊を起こす原因になっている。そういう例を幾つか挙げて、我々にいろいろな教えを与えてくださいました。

私は専門家でないので話を伺うだけですが、これも聞くべき問題の一つであります。要するに、それらのこともいろいろデータの中へ入れて検討して、我々に専門家から教えていただくのが筋だと思っていましたが、先ほどの一番先からの話の中でもこの話は全く聞くことができませんでした。

それから、懸案でした前のダムの計画のあらまし、これに対して甚だしく歴史を歪曲しているという一例があります。もっとたくさん挙げてもいいんですけども。

例えば、犀川大橋の大正11年の洪水。あれはその前年に陸軍大演習があつて、馬でもって6頭ないし4頭で引かなきゃならない。この場合には、犀川大橋は崩れてしまうというので、急ぎたくさんの橋をつけました。これがその翌年の洪水のときに上流からの木の橋の壊れたのなんかをみんな集めまして、それがひっかかっちゃって、それであの橋も壊れかれこれしたというんですけれども、ここには過去の洪水の実例は挙げてあるけれども、それを一々どのような形で起きたかについては、ほとんど検討された文書としてはあらわ

れていない。これは、多分、都合の悪いことは隠してしまおうという意図があったのか、勉強しなかったか、いずれかだと思いますね。

そういうことについて、我々は何度か前に書いたり話したり、また県の人とも話し合ったりいろいろしたことでありますが、先ほどからの話で、これが参考にされたという形は全くありませんでした。我々の話、そういう経験者または学識経験者の人たちの話は一切無視するという、こういう態度でないかと私は思うのであります。

今言った大正11年の洪水については、郷土史家の、これも亡くなった〇〇、『兼六園百年史』を編さんした地域の歴史家でありましたが、この方がいろいろな例を挙げて、そしてこれは明らかに政官業の癒着構造がもたらした結果であるということを歴史家として話をされていました。この方も亡くなりました。

同じ意見をこの3月亡くなった〇〇氏。この方は小説家でありましたが、やはりもう少し掘り下げて、そして林野庁と林道の関係で最近汚職問題があらわれましたが、それに類するいろいろな隠された事実がこの問題に出題したんじゃないかということはこの〇〇氏も言っていました。

〇〇も日本のダムについての裏表のたくさんある、これが日本の経済の政治の構造であるということも言っていました。残念ながら我々はそういうことについて一々を追及する能力も資料も持ち合わせなくて残念に思っています。

ところで、私は薬学の間人でありました。先ほどからこの問題に取りついたのは、野鳥の調査もやっていたこともありました。植物の調査で石川県のあれこれもやったことがありましたので、昭和42年から石川県文化財保護審議委員の一人としてこの問題にかかわったのが昭和54年でございます。

先ほどからの話の中に出たかできなかったか私は十分知りませんが、まずもって原生林が犀川の上流、どれくらいの保水量を持っているのか。これが洪水または濁水にどれくらいの対応ができるかということ、それをまず考えるのが初めだと思って、歴史を見てみました。これは、大正のおしまいころに出た「石川県史」でありますけれども、あの中に日本の洪水、いや石川県の洪水で弊害をもたらしたのは明治の初めにあります。これ、山の木をべらぼうに切ったからです。殿様の地面だったところが無償でその山林を地域に与えたものですから、山の木がどンドンどンドン切られまして、その木の値段も下がったことも書いてありますが、そのために山は裸になって洪水が起きたと。今の森林法が明治30年ごろに完成するまでの間に、日本はかなりひどい洪水、濁水に見舞われています。山の木を切ると洪水、濁水が出てくることは、これはもうギリシャ時代からの文献、江戸時代か

らの農学者がつとにそれをあらわしています。

昭和24年に起きた洪水ですけれども、私が金沢へ来てからもこれらをやっぱり見ていますが、これもやはり終戦前後に随分山の木を切って、そしてエネルギーのかわりをしていました。そのツケが犀川、浅野川、いや手取川にも洪水起きたことは、若干、結果だけはこの犀川水系河川整備計画のあらましかとか、それから辰巳ダム計画とか、そういうところに出ておりますが、先ほども申しましたように、なぜ起きて、どれだけの規模で起きたのが、どのような原因と結果を由来させたかということについての詳しいことは余り書いてありませんが、これはもっと聞きたいことです。

私は、数字に対してそれを聞いてもわかるわからんじやないが、同じことを河川課が文化財保護審議会に初めてダムの話を持ってきた昭和55年のそのときにいろいろな図面やらいろいろな説明を聞きました。だけど、文化財保護審議会は絵かきやら歴史家やら考古学者やら、いずれもそういうことについては全く説明を聞いても質問もできない。それぞれの狭い、いや、狭いは失礼。それぞれの分野の権威者であっても、土木に関しては全く素人です。まるで赤子の手をねじるような説明で、質問ありますかと聞かれてもだれ一人質問することもできないような、これも一つの策でなかったかと思えます。

そもそもこの話を初めて聞いたのが、当時、金沢大学工学部助教授だった〇〇からの話でありまして、それを私にも連絡ありましたが、石川県及び金沢市の文化財保護審議会及び私もかかわっている石川県自然保護協会、その他のところへ連絡したわけです。それが第一の問題が県の文化財保護審議会でも辰巳用水のことをもう一度調べ直して国の文化財にしようという、そういう話し合いがあった最中なものですから大変皆びっくりしました。

そして、当時、文化財保護審議会委員長であった〇〇さんが、〇〇、同じく文化財保護審議委員と2人で中西陽一知事を訪ねて、そして詳しい話をもっと聞きたい。ついては、この文化財を破壊するというこのことについては反対の立場だということを知る述べました。

ところが、その後がおかしい問題になっていた。中西知事は、普通、文化財保護審議会にいろいろな問題を出すときには文書でもって出すはずなのに、口頭でもって、口でもって、そして何とかしてくれと、村の人と話し合ってくれという。そういうふうには伝えたようです。これは私もそれを聞きました。

結局、我々文化財保護審議会から小委員会をつくって、これは現地の人たちと話し合うという立場でつくりまして、それでもって昭和55年でしたか、何度か犀川小学校でしたか。小学校じゃなく、公民館で現地の人と話し合ってきました。このときの話の中で記憶のあ

るのは、現地の人がダムをつくることで地域発展の起爆薬になるという、そういう発言でした。そして、用水、東岩の取入口のあそこを壊しても構わないから、とにかくダムでなければいけない。初め、〇〇さんが言ったのは、車道の橋をつくって、車道橋をつくって相合谷の孤立を防ごうとして話し出した話が、いつの間にかダム建設に話が変わっていたということです。そこがどのような形でそういったのか、いきさつを我々は十分に知ることができませんでした。

その後、幾つかの話を聞きまして、そしてそういう話し合いは県の中で治水の話はやはり文化財を抜きにして当たり前でしょうが、その以前の47年ごろから、例えば石川県が第4次治水5カ年計画に基づいてダムづくりの計画をしたという、そういうような話し合いとして新聞記事に後ほど聞きました。一体それ、どのように話し合っ、どんな記録があるのか、これは見せていただきたいと思います。

多分、そのときに話し合ったというならば、先ほどちょっと50年に何とかがおっしやいましたね。これらのことを一般市民も知らない。新聞に載ったのか載らないかも全く知らないで、そして文化財保護審議会にもその話をほとんどしないで、とにかく犀川の洪水と、そして渇水の対策のために必要なダムであるという説明に切りかえられました。

このことは、先ほど名を申し上げた〇〇さんを大変失望させ、怒らせました。この人は純粹に熊走の大火事のようなことが孤立した相合谷に再び起きては大変だという純粹な気持ちで案を出されたんですけれども、この方もその話を、その後、ダムをつくる話を一つにも耳に入らなかった。

先ほど〇〇が申した話ですね。いろいろなことでの意見のある人たちからの話でなくて、行政に都合のいい人たちだけを集めた委員会が事を決めていって、そして新聞に発表をしたときには驚きと怒りを市民に与えるというこのやり方は、やはり卑劣だと思います。

Dhammapadaという法句経という仏典ですけれども、今ラジオでまたやっておりますけれども、その中に「中心に善を念じて、即ち言ひ即ち行ふ、福樂の自ら追ふこと」……、何ですか忘れました。「心を法の本と為す」。心が我々の真理の一番の中心である。中心に心はそれに使われている。「中心に善を念じて、即ち言ひ即ち行ふ」、これは「福樂の自ら追ふこと、影の形に隨ふが如し」。(これ、後ほど速記の方、文献示しますから、そこから正確に取ってください。)

お釈迦様はもっともって人の善意を信じていたと思います。だけど、計画や策略が人をだまし、真理から外れるようなことをして、それがうまく通っていくような世の中があったら世の中は崩れていきました。我々は、現代社会で余りにも多くこのような不都合を

見聞きしております。

その一環であろうということはかなり、先ほど申した〇〇や〇〇氏が申して書き、または言っておりました。恐らく辰巳ダム計画に全くそういう心がなくて清明であるならば、私がここに立つ必要はないのであります。もう一度、心改めてそのあたりのことをやって調べていただきたいと思います。

ちなみに、公聴会の名で私たちが意見を述べたいと申しましても、開発計画と自然保護への名代で私も二度の苦い経験があります。一度は、金沢市東長江、夕日寺町の地域のゴルフ場開発問題で我々が県の、市の許可に対して不服審査を申し立てたときであります。もう一つが、内灘の砂丘にアーバンリゾートホテル建設計画があつて、同様なことをしたときでした。やっぱり同じようなこういう公聴会を開いて聞きましたが、両方とも我々の反対意見を聞くだけ聞いていましたが、市は一言も答えなくて、今日は答え出てきますな。そして、書類でもってそれを提出すると言つて、あの司会者のところへ出しました。何を書いてあるのか一つも我々は言葉も聞けなかつたんです。今日聞きますね。

そして、結論として出された文書を見て大変驚きました。夕日寺は、あそこに貴重な植物があることを我々は詳しく述べました。殊に絶滅危惧を心配される植物についてそれを話したんですが、そのこと一つも書いてなくて、おまえたちは他人の地面についてかれこれ言う資格がない。栗崎については、その植物は柵の外にあります。工事したら一遍に壊れる場所のことを言っているんです。

もう時間がありますからなんですが、私ども絶滅危惧種をあの調査によって調べたときに、それを報告したのに、今度のこの報告にはそれらについての懸念の答えも何にもありません。それから県は動物、植物の先生方に調べさせた調査報告もつくっていますが、肝心の我々が心配している植物について一つも答えておりません。これも何か、金をもらった方は争いのあるところについてはしゃべらんことにしているという姿勢でなかつたかなと思います。

詳しいことは、きょうは平成元年5月に犀川総合開発事業辰巳ダム建設環境影響評価書に対する問題点に対する提案でこれを示しています。新しいところで、あの取引書は助かっているとこうおっしゃっていますが、それだけでこの問題をすべて解決できたとは私言いません。あその自然に対してどのようにこれを処理なさるのか、詳しく聞きたいです。

**【議長】** 終了時刻になりましたので、公述を中止してください。

## 5. 下郷 稔

【公述人】 どうも皆さん、ご苦労さまでございます。

絶好の新緑に輝く行楽日和であります、厳しい意見を闘わずこの会場にいらしていただきまして本当にありがとうございます。

私の名前だけがご紹介いただいたわけですが、どういう者かといいますと、ご存じの方もおられるかと思いますが、元石川県兼六園管理事務所長でありました。先ほどちょっと休みの時間に外へ出ておりましたら、ある新聞社の方から、おまえは県を裏切ってもいいのかと、こういうお話もありました。私は、現職であろうとOBであろうと、やはり県民のために一生懸命になるのが私たちの任務ではないか、こういうように私は思っています。ですから、そういう意味では、本当にこのダムを築造することが県民のためになることであるのかどうかという点について、少し私の兼六園に長い間勤めておりましたその関連からお話を進めていきたいなというふうに思っているわけであります。

実は、兼六園へ来ましたのは昭和51年ですから1976年ですね。ことし2007年ですから、まだ兼六園となかなか足が洗えないというそういう状況ですので、31年間も兼六園とのおつき合いがあるわけです。どちらかという、非常に兼六園を愛しています。

時々言われるんですけれども、それだけ毎日兼六園を見ておって、そんなに行きたいのかと、こういうようによく言われることがあります。それほど好きです。そういう立場から私は発言をしたいというふうに思っています。

そんな兼六園の所長をしておったということから、いろんな方々をご案内をいたしました。今ちょっとこういう写真を出すと怒られるかと思いますが。

[パワーポイント]

これは、ご存じの皇太子ですね。平成4年に来られました。後ろに知事がついておりますが、私をご案内をいたしました。

[パワーポイント]

次は、紀宮さんです。この方も平成8年に兼六園に来られたわけです。

そのように、本当にいろんな方々をご案内しましたが、その中で必ず私が言うのは、兼六園の一番の特徴は、6つのすばらしい景色は備えておるけれども、水泉と眺望が一番の特徴だということをいつも言っておりました。

実は、水の豊富なところは、ご存じのとおり、兼六園はどこを歩いても水と出会うことができるわけです。にもかかわらず、すばらしい眺望がきくわけですね。

普通、水があるところは谷底ですから、遠くを眺めることはできないわけですが、まさに相反するものが同時に存在しているということを強調するわけです。

その水は一体どこから来てるかということは皆さんもご存じだと思いますが、今、話題となっています辰巳用水です。

辰巳用水はご存じのとおり、寛永8年、1631年の4月に金沢で大きな火事が起きました。その翌年、3代藩主利常という方が板屋兵四郎という者に命じてあの用水をつくらせたわけです。いろいろ特徴を持っておりませんが、それを話しておると時間がなくなりますからやめますけれども。

[パワーポイント]

まさにこのように、これは霞が池です。水泉の美の象徴となっているようなところが。

[パワーポイント]

これが眼光橋です。

[パワーポイント]

さらに、これは翠滝です。

[パワーポイント]

さらに、これは兼六園古図なんですけどダイ蓮池庭と書いてありますけれども、兼六園の昔の名前は蓮池庭というふうな名前でおりました。

[パワーポイント]

そのように、水がどこでも姿を変えて私たちを楽しませてくれるにもかかわらず、こうしたすばらしい眺望がきくわけです。右側の奥の方に見える山が医王山です。その下が戸室山です。

[パワーポイント]

それから、これは最近見つかった絵図なんですけれども、恐らく文久2、3年ごろに描かれた絵ではないかというふうに思っているわけですが、これは眺望を描いています。今の眺望台からは能登半島で一番高い山、宝達山を見ることができます。さらに高松が描かれており、向山ですが、春日山と書いてありますけれども、そういうものが見えるといことになっているわけですね。

実はこの水泉の美をつくったのは、実は兼六園は大きくいって2つに分けることができるわけですが、この平面図によりますと、左側の赤い線から左を蓮池庭と呼んでおりますが、その右側を千歳台と書いてあります。このあたりを13代藩主前田斉泰が築庭したわけ

です。たくさんの水が欲しくなったんです。先ほど見ていただきました大きな池、霞が池を3回にわたって掘り広げたり、回りくねった曲水をつくりました。たくさんの美しい水が欲しかったわけです。

そこで、彼はどこからどうして取り入れたらいいのだろうかということを考えました。実は、そのころは古川口というところから水を入れておったわけですが、彼は犀川の上の方へよく行ったようです。小川清太という人の言ったことを文書にしたものが「小川清太見聞録」という名でもって残っていますが、それを少し一部分だけ読んでみます。

小川ご近習のころ——ご近習といたら殿様の近くに勤めておったころですね。温敬公——温敬公といたら齊泰のことです。温敬公、しばしば犀川の上流に赴かれ、川稽古、放鷹——これは鷹狩りです。それから、オコウなどをあそばされ、余りたびたびなりしゆえ、人皆別に何かのご用あるならんと怪しげに、やがて犀川の入り口を改正の儀仰せいでされたり。

この入りは、現今のところと同一にして、ここが重要なところなんです。犀川の道筋——流れ——が回折してぐっと曲がっていて、水勢の突きつけるところだと。ここが東岩だったわけです。彼はここを見つけて、ここから取り入れたらたくさんの美しい水を兼六園へ運ぶことができるということで、ここから取り入れるということを言いつけたわけです。そして、古川口からしますと大体600メートルほど先になりますが、水トンネルでもって古川口まで持ってきました。それまで3.3キロの水トンネルでありましたが、トータル4キロ近い水トンネルができたわけですね。

そういうことで、千歳台のあの水泉の美というのは、齊泰の東岩と非常に深い関係があって、この辰巳用水というものは、そして特に東岩の取入口というのは、これは兼六園と切っても切り離すことのできない非常に深いかかわりのある取入口であるわけです。

[パワーポイント]

そういうところから、これは東岩のちょっと上流の方から眺めた写真です。実はきのうの朝撮ったわけで、ほやほやの写真ですね。今の新緑で輝いている写真です。ずっと奥に東岩の入り口があります。まさに川が90度に折れ曲がっているということがこのあたりからわかるかと思います。

[パワーポイント]

これがその取入口です。東側の取入口です。そういう状況で、深い関係があるということについて非常に重要なんですけれども。

私は、1つは、この起業者と言われる側は、このような歴史的な経過みたいなものを

はっきりと認識しておられるかどうかということをお聞きしたいと思います。

第2は、このダムの築造は犀川の自然を本当に破壊してしまうという、そういうことだと思います。今までのお話と重なるところがありますけれども、「美しき川は流れたり、そのほとりに我は住みぬ」と言ったのは室生犀星であります。彼は犀川大橋のちょっと下の方に住んでおりましたが、当然のことながら、上流も大変きれいな姿をしています。

[パワーポイント]

これが上流から見た、今ちょうど辰巳ダムの堰堤がつくられる、堤体がつくられる、その場所でございます。その上ですね。上につくられるわけです。

ここに先ほどもお話がありましたけれども、高さが51メートルですか、幅が200メートル近い、そういう巨大なコンクリートの堤体がつくられるわけです。これだけ見ても、私はあそこで立って上流を眺めてみますと、ここにそうした巨大なコンクリートの構造物ができるのかということを考えてみるだけで、犀川の景観がいかにか壊されるかということが本当に心から感じたわけですね。どうしても許すことができないというふうな、そういう立場に立ったわけであります。

デザイン検討委員会の資料には、景観デザインの理念として上げているそのメインテーマが「自然と歴史にふれあうダム」、そんなふうにならうとっておりますけれども、決してそうではありません。自然を破壊する以外に状態はないというふうを考えるわけであります。

3つ目は、文化財保護法。今の問題についてもできたらお答えをいただきたいと思いません。

それから、文化財保護法に規定します史跡の指定の問題です。実は、この辰巳用水というのは、近世初頭における四名用水と言われております。辰巳用水を除きますと、長野の五郎兵衛用水、さらに東京都の玉川上水、さらに皆さんご存じの箱根用水、それと辰巳用水を合わせて近世の四名用水と言われておりますが、その名用水の中で史跡に指定されているのをせんだって文化庁の知った人にお電話で聞きましたら、東京都の玉川上水だけが史跡に指定されている、こういうことでありました。

私は、この取入口のすぐ上に、今ほど言ったそうした巨大な堤体をつくることによって、我々は最低、史跡に指定すべきだというふうな立場に立っています。

他の論者の中に世界遺産という話もありますが、世界遺産については私は絶対と言ってもいいほど指定されるはずがないというふうに私は考えています。金沢の景観というのはほとんど残っておりません。どんどん破壊されていっているだけです。巨大なビルは建ちますが、昔の姿はどんどん消えていっています。そんなところを文化遺産としてユネス

コが認めるはずがないと思います。政治の力で〇〇さんかだれかが文化庁を何かしまして、無理やりに候補としてユネスコに出す可能性はないかもしれませんが、それはユネスコは受け付けないと思います。〇〇さんは、金沢、石川県だけの、日本だけの力しかないと思いますね。

国際的には非常に厳しい、そういうものを持っているということをどちらかというと金沢市民、石川県民の方はよくわかっていただいているのではないかと、こんなふうに思います。

史跡については、殊、辰巳用水の史跡については、これはやっぱり十分史跡に指定されるべき資格を持っていると思います。あのトンネルは、大体昔の状態が健全に残っているという、そういう状況であります。そんな点で、その史跡指定に対して県は史跡指定を目指しておられるのかどうか。そして、もし指定を目指しておられるとするならば、こんな巨大な堰堤をつくって指定を申請する意思があるのかどうか、このあたりについて簡単にお答えをいただきたいと思います。

最後に、第4番目に申し上げますが、石川県の財政の問題です。私は、自治体問題研究所というところで財政部会に入って、パソコンでもってそれぞれの財政の分析をしているわけです。私は金沢市を主に担当しておりますけれども、全員でもっていろんなところをそれぞれ担当して、各市町村の財政の分析をしておりますけれども、石川県の財政は直接やっておりますからちょっと弱いんですが、先ほどちょっと見てみましたら、石川県民1人当たりの県が持っている借金ですね。これは幾らといいますと、割ってみましたら93万円になりました。金沢市民は1人当たり、金沢市が借金をしている金額は1人当たり金沢市民にすると67万円です。2つ合わせると160万円も1人当たり借金を持っているということになるわけですね。

特に金沢市の場合は、37の類似都市の中で36番目で悪いんです。たくさん借金を抱えていると、そういう市です。そんな市がこの辰巳用水に対して非常に積極的な姿勢を示しているということ、これについても私は許されないとします。

今、石川県は、例えば民営化の方向でいろいろと進めています。皆さんご存じかもしれませんが、加賀市のところに錦城学園とかがありますね。穴水には精育園というのがあります。これを民営化するという方向で今進めているようです。あの組合の県職労の機関誌を見ますと、これは明らかに労働条件の変更であって、反対だという立場をその職場の人たちはとっていますし、当然のことながら福祉の切り捨てであるということは間違いありません。

その中にありまして、辰巳ダムの着工です。実は、県はお金がない、お金がない。何か言えば必ずお金がないということでもって職員をどんどん減らす。しかもそのかわりに派遣社員みたいな、そういうところが派遣されたような職員を使っています。どんどん定数の数は減っていつていますが、そのかわりにそうした何の権利もない低賃金の職員を穴埋めしているわけです。そんな中で行政のサービスの水準の低下はどうしても避けることができなくなってきました。

例えば、兼六園管理事務所は金沢城と一緒にになりました。本拠はどこにあるかということ、金沢城の中に置かれました。私が所長をしているときまでは、断固としてそうしたほかの公園と一緒に管理をさせるということについては反対をしました。私、本当に一人で反対したんです。土木部長とどういう大きなけんかをしたかわかりません。そこから出てきたら、監理課という課があるんですけども、その課の偉い人は、おまえは暴力団かと言われたほど大きな声を出して、兼六園は絶対にほかの公園と一緒に管理するような職場ではないということで私は強調しました。そしたら、私がおる間は何とか兼六園だけは独自の事務所として続いておりましたが、私がやめた翌日に、金沢城と一緒にになりました。そしたら、兼六園管理事務所のあの建物は分室になったわけです。そして、兼六園課長が1人と造園職が1人と、もう一つは、庭師さんが5人おりましたが、定年になって1人欠になって今4人しかおりませんが、そんなような状況で兼六園を管理しているわけです。あとはみんな派遣職員か民営化です。それから民営委託です。そんな状況になっているわけですね。

お金がない、お金がないと言っておりながら、どうしても納得できない。こうした公聴会まで開かなきゃならないような、そうした大きな200数十億円をかけてこうしたダムを築造することは、ますます県が借金の中に埋め込まれるというような、そんな状況です。

具体的に先ほど数字は言いませんでしたが、石川県が持っている借金は1兆1,000億円です。

[パワーポイント]

これが今度つくられた、先ほどもちょっと映像が出ましたが、まさにちやちなものですね。そして、向こうに大きな堤体ができるわけです。これでもって犀川の自然と何とかが保障されるなんていうのは、守られるなんていう判断をするその委員会も委員会だと思います。とんでもないことだと思いますね。

[パワーポイント]

それから、これは県の借金であります。トータルしますと1兆1,000億円に県になってい

ます。それをグラフであらわしますと、こんな状況です。平成6年にはこんな4,000億円ちょっとでした。それが1兆1,000億円を越すというような、そんな状態になっているわけです。これも恐らく全国の状態と比べますと、やっぱり下位ではないかと、まだ詳しくは調べておりませんが下位になるのではないかと思います。

ここのところ、夕張の放送が2日ほど続きましたが、大変な状況になっておりますね。そうした状況に、石川県自身が、また金沢市自身がそんな状況に追い込まれる可能性を十分持っておりながら、こうした問題のある大きなダムにお金を注ぎ込むということはどうしても許すことができないというふうに私は思っています。

しかし知事は、ことし1月16日に開かれました県建設業協会の新年会の席上で、冒頭にあいさつをしました。その状況の中で、その報道された新聞を見ますと、谷本知事はその中でどんなあいさつをしておられるかといいますと、辰巳ダムについては強制収用を念頭に肅々と事を進めていく以外に方法はない。国は、この問題に対して少し腰が引けているんじゃないか。国交省のことを言っておるんだらうと思いますが、腰が引けているのではないか。大きな決断をする時期に来ていると。こんなことを建設業協会の社長さん連中が集まっているそうした新年会の席上でごあいさつをして、その後祝杯を上げているわけです。そうした姿勢で知事がおる以上は、この借金のかさがさらに高まっていく可能性も十分考えられるということであります。

この点から、私はどうしてもむだな、理由のない、こうした巨大なダムをつくること。先ほどどこかの町会長さんが言われましたけれども、あれは犀川ダムをつくるときも、内川ダムをつくるときも、同じようなことを言われたそうです。だから、決して今だけの話ではないわけですね。それをつくるための合理化する理屈としてそうしたものを上げているんだということが言えるのではないかと思います。

私は県の職員でありましたが、県のいいところはとことんやっぱりいいところとして評価し、それを褒めたたえる必要があると思いますし、県民を苦しめるようなことについては一歩も下がらないで、妥協せずにそれなりに行動していきたいというふうに思っております。

あと4分少々ありますから、今言ったことについて簡単にお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

**【議長】** じゃ、起業者の方から、回答を簡潔にお願いします。

**【起業者】** それでは、起業者として質問にお答えいたします。

1点目でございますが、東岩取水口の築造の歴史的な経過等についてでございます。

この件については、公聴会の場で質問、回答する内容にそぐわないと考えておりますが、起業者の立場でお答えするならば、東岩取入口の文化的価値を認識しておりまして、ダム軸を右岸側250メートル上流に振ったといったような対策を行っております。

デザインの話は、先ほど説明、公述者の方からございましたけれども、そういったデザイン的なものも配慮しております。

2点目でございますが、辰巳用水の史跡指定の件でございます。

史跡指定につきましては、これもダム事業者としては回答する内容ではないと考えますが、事業者の立場でお答えするならば、さきの質問もございましたけれども、東岩取入口の文化的価値を認識しておりまして、十分配慮しながら事業を実施しておりまして、史跡指定の支障になることはないと考えております。

あともう一つは、ダムをつくらず、自然環境を壊さず、うまく活用していくというようなことで事前に質問がございました。

これにつきましては、事業認定申請書の方にダムが妥当かどうかということではいろんな治水対策を比較検討してございます。これにつきましては、平成14年から15年の犀川水系河川整備検討委員会で9つの代替案を、補償物件、経済性、整備期間など総合的に比較検討し、最も適正かつ合理的と判断して辰巳ダム案を採用しているものでございます。

財政の点がございましたけれども、県としては犀川の流域の安全、安心が重要と考えておりまして、犀川治水、利水対策が必要と考えております。

以上でございます。

【公述人】 それじゃ、あと1分40秒ありますので、いいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【公述人】 史跡指定の問題については、新聞報道によりますと、これはいつでしたか、文化庁の〇〇記念物課長が来て、犀川の辰巳用水をご覧になられたときに、このダム計画については景観上非常にどう評価されるか気になると、こういうことを新聞記事が書いています。同じやっぱり知事のもとにおられるわけですね。土木部の職員ですから。その知事の方向で、意見、その知事が進めていることに対してどうお考えになるのかということについても、こういう席上でも明らかにしていただいてもいいんじゃないか、こういうように私は思いました。

やっぱり私、現職時代にも相当いろいろと財政課その他とも言い合いっこしましたけれども、やはり県民の利益になるために、いかに少数であっても、ちょっと機構上問題であ

っても、これはやっぱり勇気を出して県民のために県職員は尽くしていただきたい、こう  
いうようにつくづく思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょうどになりました。それではこれで。どうもありがとうございました。

## 6. 平田 博

【公述人】 私は、金沢市米丸校下町会連合会の会長の立場において、辰巳ダムの必要性について公述させていただきます。

犀川中流域に住む住民の一人として、洪水の心配のない暮らしをするため、辰巳ダムの早期完成を望み、意見を公述したいと思い応募しました。

私たちの住む米丸校下は、これまでたびたび犀川の洪水被害を受けております。近くには、平成10年の二度の水害に当たり、玉銚、高島地区の130戸の住宅が、また零細中小企業の工場が床下床上浸水の被害を受け、多大なる物心両面に受けた損害は一言で語ることはできません。毎年、梅雨ときには毎日不安な日々を過ごしております。

こうした水害を契機に、金沢市では伏見川や犀川にポンプ場を整備し、排水の設備を整備しましたが、河川の水位が上昇すればポンプはとめなければならないという事情において、辰巳ダムが完成すれば直接犀川からの洪水被害を防御できることや水位を低く抑えることができるため、ポンプでの排水がしやすくなることは、直接洪水と向き合ってきた私どもの住民が一番よくわかっていることですが、こうした洪水に対する不安が続きます。

この我々住民の願いは、事業を担当する石川県、このような状況を省みて、一刻も早く辰巳ダムの建設に着手、完成すべきだと思います。

もし、一部の反対の意見に煩わされ、事業が遅れることになり、福井豪雨のような事態になった場合には、県行政の責任は、大きな責任は問われるものではないかと我々は考えております。

誠に我々としてはこれ以上の県に対するお願いがございません。ぜひとも早期の本体の完成をいたし、犀川流域に住んでおる各地域の方々が一日も早く安心した生活を過ごしたいと思っております。

本当にきょうは簡単でございますけれども、これだけのお願いで私は米丸校下地区の代表できょう参りました。よろしく申し上げます。

まことに簡単でございますが、以上でございます。

失礼します。

## 7. 中 登史紀

【公述人】 はじめまして。土木のエンジニアやっています、この辰巳ダム問題については、平成7年から県と土木技術的な問題について議論を始めまして、一応おとしの、平成17年に県の辰巳ダムの考え方に対する私の意見をまとめまして申し入れをしてあります。

県とは10年間、かんかんがくがくの議論をしてきて、結局、県の意見が納得できれば私は賛成するつもりだったんですよ。結局、最終的に、この私の考えをまとめて出して、その県の答えはどうだったかという、中さんには中さんの考え方があるだろうと。一々そんなことは答えられないという、結局、県は答えられない事業をやっているというふうに私は考えて、結局、それで反対の立場になって地権者になりました。

これで地権者として利害関係人としてここでちょっとお話ししたいと思います。

私が話しするのは、治水のかなめの想定洪水量、基本高水ピーク流量。先ほどから話し出ていますけど1,750トン。その話と辰巳ダムの効果ということについて、先ほどから何か辰巳ダムをつくれれば下流で浸水被害がなくなるとか、そういう話がたくさん出ていますけれども、二塚とか米丸とか。あれは全くの誤解という話と2つ話をさせていただきます。

〔OHP〕

もう一回、犀川と各ダム関係、犀川大橋の基準点との関係をちょっと簡単にお話しします。

これが日本海の吐き口ですね、犀川の。これはずっと上流の方へ約40キロくらい行くと奈良岳の頂上。下流から約10キロ弱のところに犀川大橋の基準点があって、それから10キロくらい行くと辰巳ダム予定地点、それから約10キロ行くと犀川ダム、それから約10キロ行くと一番という、大体フルマラソンの距離くらいあるわけです。大体40キロくらいあって。フルマラソンだと40キロ、2時間ちょっとですけれども、雨の場合は、大体雨が降ったら川へ入って延々と流れて、犀川大橋基準点で大体3時間くらいです。だから、3時間くらいに大雨がふったら一番犀川大橋で大きな水が出てくると。大体そういう大ざっぱそういう感覚がある。

犀川の特徴は下流が割と市街地、40キロのうち半分くらいは市街地があって、その上流に半分くらい山地がある。ちょっとこれがそうなんですね。大ざっぱですけどそういう話なんです。

順番を、私そのときの気分によっていろいろと変えるものだからあれなんですけれども、

今の犀川大橋の整備水準というのは、どういう状況なのかということをちょっと話します。

昭和36年以前、犀川ダムがないときは犀川大橋地点で、ここですけれども615。今先ほどから何回も出ています1,750という数字に符合する数字なんですけれども、もともとは615で、昭和41年に犀川ダムが完成しまして、その能力はどんだけになったかというのと930に能力アップした。

その次の事業で内川ダムができて、河床の切り下げが行われて、今能力が1,600です。今、県がどうしてもやらないかんというのが1,750。150上げよう。その理由が辰巳ダム。

この1,750という数字なんですけれども、私もずっと10何年間この数字とにらめっこしてきていろいろやってきたんですけども、大体過去100年間、20世紀の100年間でどれだけの最大の出水があったのかということですね。

[OHP]

これは江戸時代から横軸の方がずっと時間軸なんですけれども。

ちょっとその前に、私が今言っているエンジニアなものですから、数字とかグラフとかちょっとたくさんどんどん出てくるのであれなんですけれども、この数字というのは全部県から情報公開でもらった資料が根拠です。別に私がつくったわけじゃなくて、それをもらった数字、それとそれを解析した数字で話している。

過去100年間で、じゃ、どんだけ最大規模の洪水ってどんだけかというのと、その数字があるのは昭和8年の930。それから第二室戸台風、これが昭和36年です。これが750です。それから平成10年、高島の水害なんかで大分問題になりましたが、このときが流量が842かな。だから、過去100年間に発生した洪水というのは900前後です。

この整備水準というのはこれです。これが615で、犀川ダムが完成で930になって、現時点で1,600。まだ、この何かもうちょっと上げないかんというのが県の言っていることなんですよ。

この1,600とか1,700というのは一体本当に100分の1なのかという話ですよ。

27年間の流量記録があるんです。この流量記録で確率解析ですると100年確率が963。1,750といたら6,000年確率になるんですね。

確率計算といういろんなやり方があって、私のやったのは最小二乗法、一番簡単な方法なんですけれども、いろんなやり方があって、これがグンベル分布とか、指数分布とか、何とかいろいろあるんですけども、大体今私がざっとやったのは、ちょうどその中間くらいです。

27年間で100年先、1,000年先のことが予測できるんかという話ですけども、どんだけ

ぐらい誤差があるかということ、大体100年確率で各分布の範囲が大体750なら1,000くらいですか。今の27のデータで100年先を見ると大体750から1,000くらいの間と。いずれにしても1,750なんて全然とんでもない話なんですよ。

1,750というのはどれだけになるかということ、ここでまで大きくなるともう27のデータしかないものですから、1,000年確率から何十年確率くらいに、ちょっとそうなると誤差が大き過ぎてわからないですけれども、もう1,000年以上というのが。

雨は100年確率でやると使う量が314か。それに対して、流量の洪水流量はもう簡単に言っても1,000年以上、こんだけ違うと基準ではどう言っているかということ、何で違うんかということをはっきりと明らかにして、別の方法でやれとやっている。河川砂防技術基準ではね。県はやっていないんですよ。

ほかの国交省の例ですけれども、利根川とか中川とか九頭竜川とか手取川とかみんなチェックしているんですよ。私が参考に犀川の方でチェックしたのは、一応手取川と犀川を比較しますと大体見てほしいのは、この太矢印のここからこの範囲の中に想定洪水が入っていればいいわけですよ。犀川の場合、この確率流量の範囲の中に全然入ってなかった。これもうめっちゃくちゃ飛び出している。それで、100年確率流量というのは大体742から1,008ですかね。これくらいの範囲があるんです。普通はこういう場合だとまたもう一回チェックし直せという基準が書いてあるのにやってない。それは後から何でやらなんだということを知りたい。

その流量データで解析しても900くらい。それは過去の流量記録を調べても900台。最大規模で。

それから、じゃ県の解析はどんなんやと。県の解析は、2日雨量で314の雨に対して24個の流量分を一応計算しているんですね。そのうちの最大をとってるんですね。基準では最大とれなんて言ってないんですよ。中位層を取りなさいと。今度は中位層とったら946。だから、県の解析を素直に読んでも900台。過去の流量データを解析しても900台。過去の最大規模の洪水を調べても900。何で1,750なんやと。

それに対していろいろ県が委嘱した元東大の先生とか、名古屋学院大学の先生とか、京都大学の先生、岐阜大学の先生らがどういうチェックをしたかということ、基本高水1,750ありますよと。第二室戸台風、台風20号、平成10年の台風7号、それぞれ飽和雨量をゼロとしてはっきりしたデータがないものだから飽和雨量をゼロ。飽和雨量をゼロにしたら実際には物すごく違うんですね。実際の雨量がこんな飽和雨量……。飽和雨量の意味は、完全に飽和状態になって、降った雨が全部出てくるというふうに勝手に条件をつけて、そうい

う普通はあり得ないような条件つけても1,200ぐらいしかならないんです。何でこれこんなに大きいんですよ。このことに対して専門家は言うたかといったら、幸いにも過去にそういう大きな雨による洪水がなかったんだと。ああ、よかったねという結論を報告書に書いているんですよ。本当にこの第二室戸台風とか平成10年の台風7号がこんな小さい雨だったのかと。

私は、手取川と比較しました。手取川は、これが犀川の流域です。手取川の流域、これです。手取川の流域が大体800平方キロ、犀川の流域が大橋で150。大体5倍くらい違うんですね。

第二室戸台風の時も平成10年の台風7号の時も大体進路が似たような進路で、北の方へ突き抜けたんですね。南の方から北の方へ通り抜けた。大体同じような方向で、同じような雨で、同じような出水量を示している。

それを犀川と手取川を比較すると、こっちが犀川ですけども、こっちは手取川。手取川の方へ想定洪水量というのは6,000トンなんです。第二室戸台風の時と平成10年の台風7号のときにどれだけぐらい出水があったかというところと約4,000トンぐらいあった。この想定洪水がこれの大体1.5倍くらいなんです。それをこっちの方へ照らし合わせてみると、台風7号と第二室戸台風というのは大体800トン前後。手取川と同じように1.5倍すると1,200くらい。手取川の水準といったら1,200くらいなんです。これでも全然1,750なんてとんでもない話なんです。

それと今度、浅野川と比べてみたんです。結局、金沢のそういう治水の安全のレベルを高くするのが目的ですから、結局、幾ら犀川が物すごい安全といっても、同じように犀川と浅野川が同じレベルで安全であれば一応理屈は通っているわけです。

じゃ、浅野川はどうなんやと。これは、何も辰巳ダムの前までは一緒な足取りで整備が進んでいるんですよ。一番最初です。1回目は犀川ダムの際に浅野川も水準アップして460になり、内川ダムの際も結局710と想定洪水をアップして、同じ歩調で大きくしているんです。辰巳ダムになってから、なぜか浅野川も100年の整備水準を改正していると。もうする必要がないと。とにかく犀川だけ物すごい危険だ。だから、前回の辰巳ダムが1,750だったのが1,920だった。その場合はいろんな経過があって、もう一回つくり直して1,750に下げただけけれども、これでもむちゃくちゃでかい。

浅野川と犀川が、じゃどっちが治水レベルが高いんだということを比較してみた。

これが浅野川の、これは昭和28年の寒冷前線かな。このときに574立米。これに対して710ですから、比率にしたら80%。想定洪水量の80%が過去の最大洪水量です。

じゃ、犀川の場合は、最大洪水は昭和8年の930トンですけども、その930トンに対して1,600トンに対する割合は58%なんです。だから、犀川の方がずっと浅野川より余裕あるんですよ。だから、犀川がどうしても危険だ、もっと治水安全度を上げなきゃいかんというのは、ここから読めないんですね。

先ほど福井豪雨があった場合でも辰巳ダムがあれば安全だという話があったんですけども、じゃ伏見川とか浅野川とか、そういうところに福井豪雨が降ったらどうなるんですか。それを聞いてもいいです。当然、検討されたんですよ。ここでは発表されていませんけれども。あの福井豪雨が浅野川に降ったらどうなるんですか。

【議長】 事前に質問として出されておられませんので、もし答えられるようであればこの場で答えていただいても結構ですけども。

【公述人】 心配じゃないですか。金沢の治水の安全のために、やっぱり福井豪雨なんか起きたら。

【起業者】 ちょっと今、手元に詳細な資料がございませんが……。

【公述人】 検討されたんですか。

【起業者】 流量は検討しております。

【公述人】 伏見川に降ったら。

【起業者】 それについては今手元にございませんで。

ただ、本川100年、支川は50年程度の整備率になるかと思えます。本川は流域がでかいというのは、先ほど中さんの方から支川に比べてでかいというのはその図面からわかると思いますが、これについてはエネルギーがその分だけ大きいということで、溢水、破堤が起きた場合には守るべき……。

【公述人】 検討したんですか、していないんですか。していないなら……。

【起業者】 検討してデータは出て、整理されて……。

【企業者】 浅野……。

【起業者】 違う違う、支川。

【起業者】 支川、どこ。

【議長】 いや、浅野川で何か福井豪雨の。

【起業者】 浅野川の方ですか。伏見でしょう。

【公述人】 伏見川とか。

【議長】 伏見川ですか、浅野川ですか。

【公述人】 伏見川とか、浅野川とか、安原川とかいっぱいあるじゃないですか。それ検

討されてるんでしょうねと。

別に、先ほどは犀川本川だけの検討しかなかったものだから。

【起業者】 支川の話でしょうか、それとも浅野川の話でしょうか。

【公述人】 だって、金沢の治水と安全を守るためにいろいろ検討しておられるんでしょう。

【起業者】 ですから、どちらかなということを知っておるんです。質問が理解できてないんで。しっかりとっていただけませんか。浅野川の検討をしたかということですか。

【公述人】 したか。浅野川、伏見川、安原川、支川もすべて検討してるんですかと。

いや、辰巳ダムの正当性を主張するためにそこだけ検討したんですか、じゃ。

まあいいです。それはちょっと。

【起業者】 済みません。ちょっとデータ確認しないと。

ただ、基準点につきましては、先ほどご提示した流量ということで確認しておりまして、その計算過程の中で何らかの数字が出てきておるかと思えます。ただ、それがどの程度のものか、ここではちょっと確認できないので申しわけございませんけれども。

【議長】 よろしいですか。

【公述人】 はい。

先ほどから私は高水の話ばかりしていますけれども、雨というのは結局、側溝から小さな水路を伝って、幹線水路を伝って小河川に入り、川の本川に入って、そういうもののトータルで排水システムが行われているわけですね。単純に、例えば犀川ダム、辰巳ダムを想定する雨が起きた場合に、県の治水安全性の、治水経済性の検討では、辰巳ダムができれば浸水区域がゼロになるというふうに書いておられますね。実際はそうはならないんですよね。実際はどうなるかという話をちょっと説明します。

[OHP]

これは、金沢市がつくった浸水実績区域図なんです。いろんなことでぽつぽつぽつと色塗りがありますが、これは近年の4つの雨で浸水した区域をあらわしているんです。

先ほどからいろいろ出ています平成10年の9月の台風7号のときは、高畠の浸水した、そういういろんなところが浸水している。この橙のところですね。このときは、大体40ミリ、時間40ミリの雨が降って、30ミリ近い雨が2時間続いたと。平成3年のときは40ミリ近い雨が1時間降ったんですが、それは黒いやつがちょこちょこありますけれども。それから、平成11年の雨のときは30ミリ近い雨が4時間ぐらい降ったんですかね。このときはこの点々点々。平成8年の梅雨前線のときは、これは10ミリ前後の雨ですけれども、永

遠と10何時間降って、下流の方で浸水、高島でも少し浸水した。

何を言いたいかという、大体40ミリぐらいの雨が降るとそこらじゅうで浸水するんです。30ミリの雨でも大体二、三時間降るとそこらじゅうに浸水する。

辰巳ダムが想定している雨ってどんな雨かという、流域全体に30ミリ、40ミリの雨が降り、それにピークで60時間、60ミリの雨が降るんです。もうそこらじゅうに氾濫が始めているところ、60ミリの雨が降ったらどうなるかという、全域で氾濫するんですね。

だから、辰巳ダムができたなら、浸水氾濫区域がゼロになるんじゃないでなくて、全部が氾濫する。その上に、それは内水、いわゆる「うちみず」の話ですけれども、外水でも伏見川、高橋川、安原川、木曳川、全部氾濫する。全部氾濫。だから、辰巳ダムをつくったら氾濫がなくなるという、単純にそういう県は説明していますけれども、実際は全部氾濫するんです。

何で県がそんな説明しないかと。県というのは犀川本川、犀川の外水だけコントロールする立場のものだから、コントロールするそこから氾濫する水はないよと言っているんです。実際は、氾濫しながら、だーっと氾濫した水が犀川に一旦入って、一旦入った水は氾濫しないよと言っているだけです。だから、氾濫するんですよ。

先ほどから二塚とか米丸の方が、辰巳ダムができたなら安心になるみたいな話を延々としておられましたけれども、それこそもう辰巳ダムが想定する雨になったら、もうそこらじゅう雨だらけです。それで雨が低いところにいっぱい入っていきますから、もうそこが氾濫。

それから、河川の水位も堤防から1メートルのところ、高水敷まで来ますから、とても排水できるような状態にならない。ならなくなるわけです。

もともと誤解しているわけです。ああいう低敷地の排水対策というのは、ポンプ場か、土盛りしてかさ上げるしかないんです。それをうじゃうじゃ何かややこしい話をして、辰巳ダムをつくれれば、そういう全部バラ色に解決するというふうにみんなが誤解しているのを県がちゃんと説明しない。わかっているんだけど、全然説明しない。

先ほど言いましたように、計画降雨が100分の1だけれども、実際の出水量は100分の1じゃないですよ。物すごい差があります。何で基準に従って検討してないんですか。それが一つと。

先ほど言いましたように、24パターンで最大値をとった。これ、みんな100分の1で、そのうちの1つ、24分の1をとったら2,400分の1になるんじゃないですか。100分の1になぜなるんですか。

2つ質問したいんです。

【議長】 起業者、お願いします。

【起業者】 最初の質問は、流量確率の100分の1でないかということなんですね。

【公述人】 流量が計画降雨が314は100分の1、わかるよ。だけど、流量は100分の1じゃないんじゃないのと。

【起業者】 これにつきましては、流量の話は以前から中さんの方からご提示がございまして、うちの方は流量データが限られたデータしかないというようなことで、流量確率で評価することはできないと考えております。

【公述人】 100分の1ではないでしょうかと言っている。100分の1なんですか。

【起業者】 今のうちの……。

【公述人】 1,750が100分の1なんですかということを聞いている。1,750。

【起業者】 流量確率ではなくて、今は雨量確率、雨量から確率評価しているということなんです。

【公述人】 だって、基準に降雨確率と流量確率が1対1に対応しないんです。イコールじゃないんですよ。

【起業者】 だから、比較はできないということなんです。

【公述人】 比較はできない。

【起業者】 流量がデータがないんで、雨量確率と流量確率との比較はできないということ。うちの方は雨量で評価しているということ。

【公述人】 そんなこと言ってるんじゃない。1,750の確率はどんだけかと聞いているんです。

【起業者】 だから、そういうこととございます。

それで、24パターンのお話がございました。これについては、以前からもご説明しておるとおり……。

【議長】 終了時刻になりましたので、公述を中止してください。

## 8. 渡辺 寛

【公述人】 渡辺といいます。会としてはナギの会という会を代表していろいろなことをやっております。

それじゃ、公述を始めます。

昨年、辰巳ダム建設事務所から二度職員が訪ねてきました。犀川の河川計画に協力してくれというものでしたが、これまでさまざまな問題提起をしても県から合理的な説明が全くありませんでした。交渉に訪れた職員とは争点整理の上、交渉を続けるということになりましたけれども、その整理をする前に知事は土地の強制収用を打ち出しました。これは不当以外の何物でもないということをまず指摘して、内容に入ります。

私は、自分で行っている論点整理の中から3点について辰巳ダム計画への疑問と法的な疑義について指摘し質問しますので、よろしく回答をお願いします。

まず、農業用水の水利権と河川維持用水についてです。

県は、今回の整備計画で河川維持用水を通年、毎秒1.1トン確保したいとしています。しかし、河川維持用水を確保する上はそんな仰々しい計画などは全く不要です。その説明を今からします。

河川から普通水を利用するには水利権という権利がありまして、必要量が決められています。河川管理者が許可する場合と歴史的な経過で習慣的に決められたそういうものがあります。いずれにしろ、決められている流量以上に使うのは河川法上、盗水と言われていきます。これは違法とされています。農業用水でも同様に、権利以上の水の利用はやっぱり盗水と解釈されてしかるべきです。

では、犀川から取水される農業用水の確定した水利権量は一体どれだけのものか。各農業用水の古い資料の中に鞍月用土地改良区と泉用土地改良区が県に提出している慣行水利権の届け出ということがあります。これは昭和42年3月に提出しているものですけれども、この古い資料の中にその内容が書かれています。この中に、県は大正8年4月、県令706号というものを発令しまして、各農業用水の水利権量を定めているんですね。

[パワーポイント]

ここに資料見えています。その資料、それをちょっと整理したものですけれども、その当時の資料では尺貫法で用水の多分、取水口の幅だと思えますけれども、辰巳用水など実際にわかっている流量から比例配分すると、各用水の流量がわかります。これを表にしました。

これが犀川から取水されている主要7用水、犀川七ヶ用水と言われている用水のかんがい量です。かんがい量というか、水利権量なんですよね。一番少ないのは、寺津用水の0.46毎秒トン。最大は大野庄用水の0.84毎秒トン。平均すると毎秒0.67秒トンというのが各用水の水利権量。これだけあれば渇水時期でも最低かんがいができるという、そういう流量なわけです。この流量というのは、かんがい面積にほぼ比例しているということは調べればわかります。

今回の河川計画では、こうした数字はどう反映されているのかと。実は本来の水利権量に比べると2倍から4倍もの流量が既得水利権として記載されているんですよね。

次の資料に行きます。

この資料は、県がコンサルタント、〇〇という会社に委託した調査結果の一部ですけれども、鞍月用水では1.51トン秒です。大野庄用水が2.95トン秒、中村高畠用水が1.154トンなどと記載されています。つまり、盗水があっても、それが既得水利権という権利として資料に書かれているわけです。こんなおかしなことがやられているわけですよね。

これは、結局、県がその基礎資料である県令706号をもとにして考えていないと検証できていないんですよね。なぜかという、この県令706号というのは、情報公開請求しますと紛失しているということがわかってきます。どれだけ探してもこの県令706号というのは出てこないんです。だから、各農業用水はどれだけの権利を持っているかというその基礎資料を全く県は把握していない。そういうことがわかるわけです。

このときに大正18年のこの時代というのは、かんがい面積とか、現在と比べてみると、多分恐らく5分の1。かんがい面積は20%台に落ちていると思います。県庁が今できている鞍月の周辺というのはどれだけぐらいになるかという、ここ数年以内に多分、かんがい面積はゼロにほとんど近くなっていくでしょう。しかし、昔からの水利権量というか、県がつくっている資料のとおり水が流れ込んでいる。いわゆる盗水がそのまま当たり前のように使われている、こういう状況であります。

だから、この盗水の部分を本川に、要は農業用水に入らないように本川にただ戻すだけで簡単に河川維持流量というのは出てくるわけですよ。だから、辰巳ダム計画なんていうとんでもない計画つくらなくても、農業用水に必要なきちっとした量を流すだけで、水利権量をきちっと規制することだけで十分河川維持流量は確保されるわけです。

ですから、県はこの県令706号を何とかして探し出して公文書として保管しないと、本来の水利権にかかわるこういう河川行政はできないはずなんですよね。この資料はどこにあるかという、県は持っていないなくても、各農業用水の土地改良区が持っているはずなんで

す。県はこの用水の組合からコピーをもらって、公文書として再登録するだけで、ずっと河川行政が進むはずなんですよね。これを以前、水政担当者に指摘したところ、どうかというと、各農業用水の人に格好悪くてこんな文書をなくしたということは言えないと。そういうことをのうのうと担当者が言いました。

こうした議論でもう一つ出てくるのは、農業用水というのはかんがいだけでなく、都市景観にも使われているから、簡単に減らせないというそういう話があります。しかし、このかんがい用水以外の都市景観上にどれだけの水が必要かということは、実際、これは金沢市が用水の調査で調べておりまして、しかも金沢の用水というのは観光というか、景観用水から直列につながってかんがい用水に流れているわけですから、景観用水というのはかんがいの水の中に含まれているわけですよ。金沢市の調査では、この景観のための用水の必要量は0.2から0.3トン秒と考えています。

石川県は河川整備の事業者でありますけれども、水利権の許可者でもありますから、やろうという意思があればかんがい用水の是正は今現在でもすぐできるわけです。わざわざあんな仰々しい辰巳ダム計画とかいうものをつくらなくても簡単にできるわけです。

そこで、この問題についての質問です。紛失中の県令706号を土地改良区から入手して、公文書として保存する考えはないかと。また、本来の水利権確定値、それに基づいた確定値をもとに、用水の見直しをする必要があるのではないかと。これをどう考えているかということを是非答えていただきたい。

次の問題です。先ほど来出ていました地すべりの話です。

ダム計画地点上流に鴛原地区というのがありますけれども、大規模な地すべり地が見つかっています。しかもその土塊量の規模は、先ほども出ていましたね。525万トン。新辰巳ダム計画の洪水調節容量が580万トンですから、ほぼ匹敵する大規模なものです。規模の分類では、超大規模地すべり地と書かれています。

[パワーポイント]

これがグーグルアースというだけでもインターネットからとれる資料というか、ソフトから鴛原を見るとこういうふうに見えます。これがちょうど鴛原の地すべり地帯です。この地すべり地は、県の地質の資料にも掲載されていまして、辰巳ダム問題が長い間議論されてきましたけれども、このような地すべり地があるということは、一度もこれまで議論がされたことがありませんでした。私らも知りませんでしたし、一般の市民の間でも知られることはなかったですよ。

この衛星から見たところ、この近くから見るとこういうことになっています。

これは下流からずっと上っていったらこういうふうに見えますけれども、国交省の技術基準によれば、ダム計画地点を決めるための基礎調査で不可欠なものにこの地すべり地の存在の有無というのがあります。辰巳ダム計画の場合、この鴛原の地すべり地の存在が認識されたのは、辰巳ダム計画の初年度は、これは昭和50年ですから、これから実に12年後の昭和63年の調査で初めてこれは地すべり地帯じゃないかということがこの調査でわかってきたんですね。しかもこの調査でどんなふうにかかれていたかというところ「鴛原町北東地区は、3地区のうち最も地すべり誘発の懸念の高い地区であり」というふうに記載されているんですね。しかし、この本格的に調査が行われたのは、この調査からまだ14年も後の平成13年、つい6年前に初めて本格的にこの地すべりの調査が始まっているんです。

それまでの調査の中心というのは何だったかというところ、皆さんがそこへ行かれたらわかると思うんですが、瀬領という右岸のちょうどがけの上にある集落がありますけれども、その集落の瀬領が果たしてダムをつくったときに崩れるか崩れないかという、そういう調査ばかりをしていたんですが、実際は鴛原の方がダム計画に直接関係する地区だったということが初めて、最近わかったんです。

しかし、こういった重要なことが地質学者も参加している犀川水系河川整備検討委員会とか流域委員会で一度も議論されたことがないんですね。鴛原の地すべり地の存在というのが議題になったことがない。こんなおかしなことで辰巳ダムが一番安上がりだとして選択して決定されたわけです。だから、辰巳ダム計画の議論の中で重大な情報隠しがなされていたということを示していると思います。

この鴛原の超大規模地すべり地とそれにかかわるいろんな費用なんかを検討すると、ひょっとしたらその委員会の中で辰巳ダムよりもっと安上がりなのはほかにあるぞということで、辰巳ダム計画は取り上げられなかった可能性もあるわけですから、これは重大な情報隠しと言わざるを得ないと思います。

実際、辰巳ダムデザイン検討委員会で穴あきダムと流木がやっぱり議論になっていて、上から流木が出てきたらどうなるんだみたいな話がいろいろ議論になりましたけれども、玉井委員長はどう言ったかというところ、上流で対策をきちんとすべきだという話をしているんですね。だけど、そのときの議論の流木というのは、多分、大した流木の話じゃないんですけれども、今回、大規模地すべりのことというのはもっと大規模な話でありまして、もし湛水時に、洪水時に地すべりが発生すれば、流木の話じゃないわけですよ。湛水池で津波が発生して、いわゆる辰巳ダムそのものを上流から襲うという大規模な被害をもたらす可能性があるわけです。だから、上流の斜面整備、それとか地すべり対策費用を考える

と、辰巳ダム工事費は、先ほどは安い話をしていましたけれども、2倍とか3倍、あるいはそれ以上になる可能性があると思います。

こうした実際の事故というのは、事件というか事故というのがイタリアでありまして、死者が何千人かな、2,000人ぐらいの死者を出しています。そういう大きな事故というか、事件がありました。

そういうことを隠して、一番安上がりだとして辰巳ダム計画を決定した委員会、それから県知事の判断、これは重大な過失というか錯誤というか、そういうものがあると思います。

そこで、この件について質問なんです。なぜ犀川水系河川整備検討委員会や流域委員会で地質調査結果や大規模地すべり地の存在を明らかにしなかったのかと。なぜ議論させなかったのか。この問題について玉井委員長といかなるやりとりがあったのか、これを明らかにしていただきたい。

次に、最後の話です。先ほど来出てきましたけれども、過去より放置されてきた幾つかの犀川のネックの話です。大まかに言って3つのネックがあります。その1つが、犀川大橋地点ですよ。ここが最大のネックだとこれまで言われてきて、基準点に指定されていますけれども、ここは昭和47年からの河道改修、掘削事業で、現在では全くネックでなくて、毎秒1,600トン以上の流下能力は現在でもあると言われています。あとの2つはどこか。さっきも若干出ていましたけれども、鞍月用水の堰ともう一つJR橋付近です。このネックというのは、辰巳ダム問題が発覚してやっぱり30年たっていますけれども、全く今まで議論にされてこなかったネックなんですよね。

写真を見ますか。

[パワーポイント]

これがちょうど雪見橋から見た鞍月用水堰の上流部分ですよ。だから、右側が右岸になるんですね。このすぐ下に鞍月用水の堰があって、県の調査では流下能力が毎秒500トンと。コンサルタントの〇〇の流出解析では、ここは3年に一回満杯になるということになっています。

数年前に雪見橋が完成していますけれども、その図面、これは県と金沢市が当然一緒につくったわけですが、この図面に流下能力の計算が示されています。ちょっとわかりにくいかもしれませんが。わかるかな。

上から見て右側が右岸ですよ。だから、雪見橋から200メートル下がこういう状態である。これを見ればわかりますけれども、基本高水、計画高水というか、1,230トン上から流

れてくると、上の線、これだけの線があると。そうすると、右岸側の堤防が下なんですよね。だから、その当時、計画高水そのものが堤防を超えているという。本来、こういうものが認められるはずがないんですけれども、県はこのネックを十分承知していた証明でもあります。これはなかなか県から資料は出てこなかったんですけれども、これは金沢市の方から資料をもらった雪見橋計画書の中で見つけた資料です。

ここにやっぱり2つの問題があると思いますけれども、一つは、なぜこういったネックが長年放置されてきたかという行政の怠慢の問題。もう一つは、コンサルタントの解析の間違いなんです。辰巳ダム建設にあわせて過大な洪水を偽装したわけで、毎秒500トンという洪水が3年に一回発生する、そういう計算結果になっているわけで、どうしても、どこから考えてもおかしい。

もう一つのあのネック、J R橋付近。これは余り皆さんも行ったことがないかと思えますけれども、ちょっと写真を見ます。

[パワーポイント]

この上がJ R橋がありまして、その下の堤防がどんなことになっているかということなんですけれども、平成10年の台風7号で大きな洪水が発生しました。

〇〇さんの調査では過去100年で最大級の洪水なわけです。このときの水位が一体どこまで来たかということ周辺あの住民にずっと聞いて歩いたんですけれども、そうするとJ R橋上流左岸、左岸といったらこの向かって左側ですよ。ここがちょうどほぼ、ここは堤防がなくて道が堤防のかわりをしているんですけど、ここを本江町というのかな。ここで道路近くまで水位が上がった。ちょっと向こう側に芝生がありますけれども、その芝生までちょっとひたひたと水が来ていたということを書いていました。

おかしいな。これわかりますように、右側は大和町の堤防なんですけれども、明らかに右岸と左岸と堤防の差が全然違うでしょう。これをはかってみると、左岸の堤防は本江町の方は185センチ低いんですよ。そのときに左岸の方がほぼ満杯の流量だったと。このとき、城南1丁目の鞍月用水のところはまだ余裕があったというわけですから、そういう流量から見ると犀川で一番のネックは、現状、J R橋の橋げたの上流ということになるわけです。

しかし、この〇〇というコンサルタントの解析では、ここで一体流下能力がどんだけあるのかというその調査を実際やっけて、それがどうなっているかという、毎秒、ここでは1,750トン以上流下能力があるという計算結果になっています。平成10年7月台風の満杯の流量が大体ここで350トン流れたというふうな計算がありますので、実際の流れた

流量と計画に5倍の差があるんですよね。こういうとんでもない解析でやられている。

どう考えても、この不思議な計画がまかり通って混乱していると思うんですけども、これは私の考えではコンサルタント、この〇〇というコンサルタントと県の癒着が考えられるのではないかと。この〇〇というコンサルタント会社に30年近く指名競争入札がずっとあるんですけども、ほぼ独占的に犀川の流量解析、辰巳ダム計画に深くかかわっていることになっているんですよね。しかも私が重大だと思うのは、この会社で石川県の河川課職員が天下っていると、そういうこともはっきりしております。

今話題の官製談合を疑う十分な根拠になっていると思います。実際と実態とかけ離れたそういう調査をしている。調査委託費として膨大な何十億、何百億までいくのかな。総額で100億ぐらいですから、何十億というお金がここにつぎ込まれているわけですけども、いいかげんこの業者と手を切るべきではないかと思います。

それで先ほどの質問の回答をぜひお願いして、私の公述を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【議長】 では、ただいまの質問につきまして、起業者の方からお願いします。

【起業者】 事前に提出のありました質問は2件でございます。

後ほどで何か治水のネック箇所のお話がありましたみたいですけど、これは……。

【公述人】 わかる範囲でぜひ答えられたいただければ。

【議長】 まず、事前に提出のあったものについて、まず答えてください。

【起業者】 それでは、最初に水利権の確定値の話がございました。この件につきましては、辰巳ダム新構想ということで新しいタイプに切りかえたときには、農業用水は土地利用の実態の変化も踏まえて、前回計画よりも減らすなど適正な見直しを行った上で……。

【公述人】 そんな質問してないでしょう。

【起業者】 辰巳ダムの計画を策定したもので、ご質問のありました県令706号、これは大正8年ということなんですけど、これについては実態とかけ離れているかどうかもわかりませんけれども、現実合った利水検討を行っております。

そういったことで、県令706号については利水計算上は全く関与しないという判断しております。

【公述人】 この資料を集める気はないということですか。

【起業者】 うちの方としては……。

【公述人】 保管しないんですか。

【起業者】 ええ、そうです。

【公述人】 基礎資料ですよ、これは。水利権を考える基礎資料なのに、何で保存しないんですか。

【起業者】 水利権につきましては、これは市街地を流れる用水ということで、用水がほとんどということで藩政時代から流れていると。長いこと現状の水利利用がなされているというようなこともあります。それを今、客観的に今回の計画には検討し直したということで、先ほどご説明にありました3分の1とかなんとかという水量自体は現状に合わないのではないかなということも今感じておるわけですけども。

【公述人】 だから、何を考えるにしたって、その水利権というものを確定したものを基礎にしないと何にも考えられないでしょう。現状追認じゃ、何にもその水利権というものは必要なくなるわけで、河川法から言ってもおかしいでしょう。

水利権っておたくらわかってるんじゃないの。全くわかっていないんじゃない。

【起業者】 水利権自体には水利権者がおられまして、当然、その水利利用についても適正な評価ということが相互理解されれば一番いいという考え方しておりまして、現在、見直しもそういった方向で整理しております。

【公述人】 そのためにも基礎資料持っていないとだめでしょう。何でそれを集めないんですか、その保管資料を。県令706号というのを。これは基礎資料ですよ。わざわざどこかだれかが捨てたんですか。どう考えてもおかしいでしょう、これ。

県がみずから各河川、農業用水に発令したものでしょう。農業用水はそれをもとにして当然かんがい用水を見ているわけだからね。許可者がその資料を持っていないということになるとどうなるんですか。おかしいでしょう。

【起業者】 河川法については、昭和39年に新しい河川法が整備されております。それ以前の資料につきましては、それを踏まえて新しい手続がなされたものなら重要だと思いますが、一たんそこで手続関係は、その時点で新たな判断が要ると考えておりまして、大正8年の権利につきましては現時点では……。

【公述人】 しかし、慣行水利権というのはご存じだと思いますけれども、それは江戸時代から大正時代からずっと続いた習慣的なものを基礎につくられている慣行水利権というのは当然ありましてね。今7つの用水組合の中、農業用水の中で慣行水利権というのは幾つかありますよね。大野用水もそうですし、鞍月用水もそうですし、そういうのは昔からの水量というか、水利権量をきちっと確定しないと考えようがないでしょう。

【起業者】 今問題になっているのは、1点は県令706号に書いてある水利権量が今の辰巳ダムの計画に、それがないと辰巳ダムの利水計画が進まないんじゃないかというご懸念だ

と思うんですけども、慣行水量を含めて、確かに犀川には水利権が許可されております。ただ、それを今まさに渡辺さんがおっしゃったように農業地なんかでもすごく少なくなっているものですから、前のそういう量にとらわれず、今の辰巳ダムの計画では今の現在の農業用地がどうなっておるかとか、それから上水につきましても本当にそれだけ必要かどうかということを改めて計画を立てる際にそういうものを検討しております。それで、そういう量について今計画立てて、今度はそういう量について農業用水者とか、上水道用水者に河川管理者がそういう適正な量を納得していただいて許可を与えると、こういう段取りで今進んでおります。

【公述人】 慣行水利権の場合はどうします？

【起業者】 え？

【公述人】 許可水利権の場合はそうして提起すればいいんですけども、慣行用水、慣行水利権の場合はどうします。

【起業者】 慣行水利権につきましても、今後、辰巳ダムの計画に合わせて許可水利に切りかえていきたいと思っています。

【公述人】 そのためにも基礎資料が要るでしょう。

【起業者】 いや、そのためにもとおっしゃいましたが、今まさに渡辺さんも情報公開で利水計画を見られたと思うんですけども、私どもの利水計画の中で県令706号関係の情報がないと、これは計画値として全くおかしいというようなことはなかったと思います。私もそうだと思います。

【公述人】 ということは、その県令706号というのは保存しなくてもいいんですか。紛失したものまで、そのまま放置してもいいんですか。

【起業者】 公文書が実際あるべきものがなかった。それから、という事態については、これはやはり問題があるかと思いますが、私が申し上げているのは、公聴会で辰巳ダムの計画が特に今おっしゃっている利水計画自体が本当に適正なものかどうかという場合に、その県令に書いてある量が今現在の実態に合わせたものと実際に計画したものと比べて、それがなくて正しい計画ができないわけではないと、そういうことを申しています。

【公述人】 いや、なければ比較ができないでしょう。

【起業者】 いや、比較をする必要がないと申し上げているんです。今の実態に合わせた農業用地のかんがい面積に合わせたような量を適正に今後慣行水利権も許可水利に切りかえていくと申し上げているんです。

【公述人】 質問それだけでしたっけ。まだ何かありましたね。

【議長】 もう一点について。

【起業者】 地すべりの件がございました。これについては、あんまり時間ないようなんで簡単にしますと、流域委員会では流域の基本的な目標、施設配置などを専門的な見地から定めることになっておりまして、そういった観点からは地すべりなどは委員会では議論の対象とはなっておりません。その背景につきましては、この地すべり地形については国の専門家の調査、指導等を受けまして、ダム計画には支障はないというようなご指導も助言もいただいておりますので、あえて流域委員会には諮る必要がないという判断で……。

【議長】 終了時刻ですので、公述を終了してください。

【公述人】 それはおかしいでしょう。幾ら何でも。

おかしいということを書いて終わります。

## 9. 上村彌壽男

【公述人】 私は、犀川下流域改修促進期成同盟会という団体の会長をいたしております上村彌壽男と申します。

この公述の先に、たしか私はさきの要旨でもって起業者側に対する要望を書いてあるんですけども、起業者の方は出られんでもいいんですか。

私はだれに申し上げるんですか、これは、議長。

【議長】 これは、質疑を予定しているという趣旨ですか。

【公述人】 いえ、要望を、私の要望を聞いていただきたいということを先に書類をもって申し上げてあります。

【議長】 その趣旨で公述をしていただければよろしいかと思えます。

【公述人】 いや、起業者の方がだれも出なくていいんですかと申し上げておるんです。

【議長】 起業者席にはおられますが、質疑がないということでしたので、壇上には上がっていただいております。

【公述人】 どこで聞いていらっしゃるんですか。どこか……。

【議長】 会場の方に起業者の控席がございまして、そちらの方にいらっしゃいます。

【公述人】 ああ、そうですか。

じゃ、わかりました。

【公述人】 それでは、始めます。

私は、先ほど申し上げましたこの会を代表いたしまして犀川辰巳治水ダム建設事業に賛同いたしまして、一日も早い完成を要望するとともに、事業の推進に協力する立場で公述をするものであります。

[パワーポイント]

さきに私たち、この犀川下流域改修促進期成同盟会なる団体の目的と組織につきまして説明をいたしますと、今より28年前、昭和54年、すなわち1979年に策定されました犀川治水計画に呼応して結成され、途中、さらに平成14年、未改修の主としてその伏見川の合流点より日本海の河口までの間の4.1キロの改修促進を図るため、この川沿いの地域の町会あるいは生産組合、そして土地改良区、また住民をもってこの改修促進を図るために結成したものであります。

それで、先ほどからいろいろ水害の論議がされておりますけれども、私の経験を申しますと、まだ物心のつきました1930年、昭和5年から数十回のこの目の前の犀川が氾濫する

のを目撃しております。特に戦後、昭和24年、1949年、キティ台風の豪雨によりまして、私の住む赤土町の左岸の堤防が決壊いたしました。また、堤防の決壊を防止するためにところどころ土のうを積んだわけではありますが、当時、戦争から帰ってきました若者が私を含めまして裸で下帯一つで命綱を体に巻きつけて、そしてかますの土のうを投げ入れて洪水と闘ったわけであります。

その後、数回にわたる水害は、また途中にかかっております木橋がほとんどでございましたんですけれども、そのような橋梁の流出というのが数回にわたって起きております。たび重なるこのような堤防決壊あるいは橋梁流出によりまして、農地の荒廃、そして交通遮断は我々川沿いの沿川地域住民の暮らしに甚大な被害を及ぼしたのであります。

このような被害を防止するために、石川県は昭和40年、すなわち1965年に第1次の改修事業に着手したわけではありますが、この事業は左岸の赤土、佐奇森町と書いてありますこの部分の湾曲なところを約6,700平米の農地をつぶして、そして拡幅をいたしました。それで、そこにあります二ツ寺橋も永久橋にかけかえをいたしまして、第1次の改修が完成をいたしておるわけであります。

このときも申しましたように、農地の2ヘクタールを提供いたしました。しかしながら、その後、上流の開発等によりまして第1次改修から既にもう40年を経過をいたしておりますけれども、犀川の整備計画が見直されまして、いわゆる先ほどから論点になっております私たちの犀川下流域地点で2,100トン/秒、その洪水量を想定して1979年の大改修事業というのが策定されまして、我々の方へ石川県から地元への提示を受けたわけであります。

この沿川の、先ほどから言われております戸板、二塚、大徳、金石、この4校下地区にまたがりまして、これは18万平米にわたる膨大な面積が川底に沈むというものであります。この農地は、ほとんど肥沃な洪水層の美田でありました。

このように先祖伝来の田畑を手放すということは、農民にとって死活問題であり、まさに身を切られる思いであります。かつて堤防決壊を防止せんとたくさんの若者が裸でロープを巻きつけて、そして濁流に飛び込んだそんな経験を先輩たちはじゅんじゅんと諭しまして、気持ちもわかるけれども、何とかあつてならんけれども、この100年先の治水のために涙をのんで受けようじゃないかということでありまして、その苦渋の選択をして土地の提供を決意したわけであります。

非常に情緒的で申しわけございませんけれども、「この畑も川に沈むかのぼりなす」、これは地権者の方が詠んだ俳句でありますけれども、まさに農民の苦衷がにじんでおりまして、その心境を代表するものだと思うのであります。

このようにして、私たちは治水計画に基本的には賛同いたしまして、そしてこの事業に協力をしてきたのであります。ただ、先ほどから色々るる論議が交わされておりますけれども、いわゆる辰巳ダムが完成を想定しての洪水量でありまして、それで万一これが中止ということになりますれば、この犀川大橋の下流点で、いわゆる600トンが上乘せになるんじゃないかということでありまして、せつかく我々が大きな犠牲を払って農民の血と涙のものを提供いたしましたそんな築堤も、またもや決壊をしないというようなそんな保障はないと考えるものであります。

もう一つは、この本川に流入する多くの支流、支川があるわけでありまして、これらの湛水防止のために我々住民が要望して設置いたしました幾つかの排水ポンプ場があります。例えばそこに二ツ寺橋の左岸下流にあります黒丸のところですが、それがいわゆる古川というものの水の冠水を防止するために、これは60ヘクタールのいつも冠水被害が出ておりますので、そのために本川との間に水門を自動化いたしまして、500ミリ口径のポンプ2台を設置して、洪水時に排水をいたしておるわけでありまして、本川の洪水時に水位がこのまま未改修のままで、かつまた辰巳ダムが未完成ならば内水面と、ポンプという内水面というのは支川、枝川側でありまして、そして外水面というのは本流側でありますけれども、内水面と外水面の落差がますます大きくなりまして、今のところ、毎分当たり大体53トンぐらいの排水をやっておりますけれども、これが能力低下をいたしまして、恐らく3部落と60ヘクタールの水田は理論上、計算しますと大体ひざあたりか、1メートル近くの長い長時間にわたる冠水が続くんじゃなかろうかと、こんなふうに思っておるわけでありまして。

したがいまして、やはり何としてでも我々がこうして農地を提供した、そして辰巳ダムの計画はきちっと実行していただきたいと、こんなふうに我々は思うものであります。

こんなことを言うとお叱りを受けるかもしれませんが、上流の辰巳ダムの地権者の方にはいろいろとやはりその土地を所有される理由はあると思います。がしかし、幾ら金を出してもだめなものだめだと。どこかで聞きました明言が出ておりますけれども。

ただ私は、その地権者の方々が昔から川のほとりに住まいされて、そして本当に我々が命をかけて濁流と闘ったそんなご経験がおありかどうか、私は甚だ疑問に思うものであります。我々のこうして受けた川からの水の恵みといいますか、これは上流、下流、同じ水の底でつながっておる。どうか水害防止に対する願いというものは私は上流の方も中下流の人々も皆同じであると思います。これまで悲惨な水害に遭った多くの沿川住民の叫びと、これを理解していただきまして連帯感を持っていただきまして、どうかこの事業にご賛同

願いたいと思うものであります。

次に、起業者の石川県にお願いするわけでありませうけれども、地権者に対する今日までの起業者側の交渉努力は私はその労をねぎらうものではありませんが、もちろん今後とも柔軟な、やはり正義ある交渉努力は必要であるとは思いますが。しかしながら、今日まで延々と我々の県税を使いながら長年月の交渉をされた。それは長期の解決はなかなか不可能ではなかろうかと思っております。どうか私たち下流の者たちがこうして血のにじむような農地を提供したその善意をどうか良とされまして、この事業の推進に当たっていただきたいと思っております。

このようなこうしてこの論議が不毛の論議と言いますと、私、皆さんからお叱りを受けると思いますが、あえて言わせていただくならば、そんな論議がこうして続いている間にも、100年に一回の、これもまたいろいろ問題あるかと思っておりますけれども、その洪水の危機はいつ来るかわかりませんし、あるいは刻一刻近づいておると思っております。これは3月25日の能登半島地震が証明いたしております。したがって、私たちはこの期成同盟会、この際この陳述の意をご理解くださりまして、どうか中央における審議会、さらに県当局、議会とともに相諮られまして、土地収用法を適用して用地問題を早期に解決して、このダム completion に努力されることを強く要望するものであります。

また、下流の残る未改修の部分に対して、事業予算に格段の配慮と一日も早い災害防止のための事業完成を要望するものであります。

最後に、私たちは法のもとに平等である法治国家の国民であります。公正な施策と正しいものが、そして公に奉仕する者に法は必ず味方するものと、こういうことを私たちは信じております。

これを持ちまして、私の公述を終わりたいと思っております。

ご清聴ありがとうございました。

## 10. 藤崎 強

【公述人】 金沢市副市長の藤崎強でございます。

犀川辰巳治水ダム建設事業促進の立場から公述させていただきます。

犀川は、その源を金沢市東南部の富山県境に位置する奈良岳に発しておりまして、源流部から上流部にかけては急峻な地形で、内川を合流した後、中流部から下流部にかけては金沢市街地のほぼ中心部を貫流し、伏見川、十人川、安原川、木曳川を合流して日本海に注いでおり、その流域面積は256平方キロメートル。幹川による延長35キロメートルの二級河川であります。

この犀川流域は、金沢市と白山市、野々市町の2市1町にまたがっておりますが、その大部分を占める金沢市は、石川県の県都として、また日本海側の中心都市として社会的、経済的に重要な役割を果たしており、また藩政期以来の歴史、伝統、文化の薫りを色濃く残した町並みが形成されております。さらに、犀川を源流とする辰巳用水を初めとした用水は市内を網の目のように張りめぐらされており、潤いと安らぎを与えてくれる金沢の貴重な財産でもありますとともに、降った雨を川に流してくれる治水の役割も果たしております。金沢の中心市街地は犀川と浅野川に挟まれ、金沢城、兼六園を中心に加賀百万石の城下町として発展し、歴史的な町並みが形成されております。このように金沢の社会、経済、文化等の発展に地理的な要因が重要な位置づけをなすことから、犀川の治水、利水、環境など多様な機能を高めていくことの意義は極めて大きなものがあります。

一方、近年の雨の降り方は異常気象とも思われるもので、全国各地で毎年のように記録的な豪雨により甚大な被害が発生しております。昨年度におきましても7月に日本各地で記録的な雨量を観測しました。和歌山県、高知県、熊本県、鹿児島県、長崎県で1時間雨量80ミリ以上の猛烈な雨を観測し、中国、近畿、東海、北陸及び甲信地方で1時間50ミリを超える非常に激しい雨が観測され、さらに九州では降り始めからの総雨量が多いところで1,200ミリを超え、また鹿児島県では24時間の降雨量が600ミリを超えるなど多くの箇所を観測以来最大の記録をしたわけでございます。この結果、全国で死者30名、負傷者72名、1万1,800を超える家屋の被害など大きな人的、物的被害が発生しております。

ここ金沢も降雨量が多い地域で年間の降水量は約2,500ミリと全国平均の1.4倍に達しており、特に梅雨時期や台風時期に集中して水害が発生しております。災害はいつどこで何が起きるかわかりません。自然がもたらす脅威は常に存在しており、いつ大きな被害が発生するか大変心配をしております。

そうした中で、犀川は浅野川とともに金沢を代表する川で、浅野川が女川と称されるのに対し、犀川は男川と称されるように昔から洪水の頻発する暴れ川でありました。明治以降では、明治29年、大正11年、昭和8年、9年、27年、28年、36年、39年、そして昭和49年と大水害が発生しています。中でも大正11年8月3日の洪水では、犀川大橋を初め大桑橋、上菊橋、桜橋、新橋など数多くの橋が流出しました。

昭和36年9月には第二室戸台風による豪雨で犀川大橋付近の堤防は決壊し、金沢市の中心市街地で床上浸水が約1,000戸、床下浸水が約500戸など甚大な被害を受けました。

昭和39年7月には、下菊橋の一部が流出し、また市の中心市街地において床上浸水1,100戸、床下浸水2,500戸の被害が発生しました。その後、昭和49年7月の豪雨でも犀川の支川であります伏見川が決壊、氾濫し、大きな浸水被害が発生しています。

近年は、平成8年6月の梅雨前線や平成10年9月の台風7号による大雨で犀川の水位が上昇し、高畠地区など下流域では内水排除ができなくなり、床上床下浸水するなど幾度となく浸水被害を受けております。

最近では、昨年7月の梅雨前線による豪雨で特別警戒水位を超えたため、約2万9,000人を対象に避難準備情報を発令するなどしており、最近大きな被害は発生しておりませんが、さきに申し上げたような近年の降雨状況を考えますと今も多くの生命が危険な状態に置かれております。

犀川本川の河川改修事業は、石川県において昭和54年から平成28年までの38年間で総事業費約300億円の規模で計画が進められており、現在までに171億円余りを投入し、進捗率は57.1%という状況であります。

一方、金沢市におきましても、犀川の支川であります都市基盤河川、大徳川、木曳川の改修事業を行っております。このうち、大徳川につきましては、50年確率での改修事業が完了しましたが、木曳川については平成35年の完了を目指して総事業費135億円の計画で工事を進めており、進捗率は31.7%という状況になっております。

このように、河川改修事業を積極的に進めているものの、改修には莫大な経費が必要でありますので、一気に整備を進めるというわけにはまいりません。

ソフト対策として、昨年、洪水避難地図を作成、配布いたしまして、流域の住民に対し万一水害が発生した場合における避難方法、避難場所、関係機関の連絡先等について周知をしておりますが、これはあくまでも人的被害を最小限に食いとめるためのもので、抜本的な対策ではありません。金沢市は、石川県の県都であり、北陸地方の経済、文化の中心であります。人口、産業が集積されており、一旦大水害が発生した場合にはその被害は大

変大きなものになることは予想されます。この意味から、犀川の抜本的な治水対策は金沢市民の大きな願いであります。

犀川の河川管理者であります石川県におかれましては、昭和36年9月の大出水を契機として、これまで犀川水系の本格的な治水事業を実施されてきました。昭和40年代以降、高度経済成長に伴い急速に流域の都市化が進展したことから、河川改修事業に加え、流域住民の生命、財産を守るため、抜本的な治水対策として昭和58年に辰巳ダム建設事業に着手されました。

平成2年には計画規模を100年確率の犀川水系工事実施基本計画の認可を受けられ、その後平成9年の河川法の改正に伴い犀川水系河川整備検討委員会が平成14年に設けられ、河川の総合的な保全と利用を図るため、辰巳ダム建設を含む犀川水系の整備についてさまざまな分野で検討を重ねられ、治水、利水、環境に配慮した河川整備基本計画を平成16年に策定されました。そして、犀川水系流域委員会におきましてダムの規模や位置など具体的な検討を重ねられ、平成17年3月に犀川水系河川整備計画が、5月には辰巳ダム全体計画が策定されたところであります。

犀川には既に犀川ダム、内川ダムと2つのダムがありますが、新たに辰巳ダムが加わることにより、洪水調節容量が780万トンから1,130万トンと大幅に強化され、治水安全度が高まるとともに、河川維持流量のための容量も50万トンから362万トンへ増加することにより流水が確保され、水生動植物の生育に良好な環境をもたらし、夏場の渇水期にも犀川や辰巳用水を初めとする用水へのせせらぎ水量が供給される計画と聞いており、治水面でも、環境面でも大きな効果を発揮するものと期待しております。

一方、金沢市としましては、内水の浸水被害を解消するため、浸水上昇地域において下水道雨水幹線や排水機場の整備を積極的に進めております。これまで平成13年度に犀川へ放流する高畠及び戸板雨水ポンプ場を、平成15年には犀川の支川であります伏見川へ放流する保古及び古府雨水ポンプ場を完成させました。

大雨洪水注意報あるいは警報発令時には、市職員が24時間体制で警戒体制をとり、これら雨水ポンプ場と犀川水系102カ所の水門操作により、市街地から内水を排除し、浸水被害の未然防止に努めているところであります。しかし、近年の集中豪雨を考えますと、本川である犀川の水位が上昇して放流に制限がかかり、ポンプを止めざるを得ないことが生じてきます。こうなりますと、内水排除ができなくなり市街地に浸水被害が発生することになります。そうならないためにも、市街地を貫流している犀川の流下能力を高めて、スムーズな内水排除ができるよう河川改修が必要ですし、治水対策として犀川辰巳治水ダムは

必要不可欠であります。

犀川の抜本的な治水対策としては、ダムによらない整備手法、例えば現在の河道を拡幅、掘削する、あるいは新たに放水をつくるなどの案も考えられるわけではありますが、金沢市の中心市街地の整備になりますので、事業費も膨大なものになりますし、整備期間も何倍にも延びてしまうことになります。

金沢市としましては、一日でも早く犀川の治水対策が進められ、市民の安全、安心がより高まることを願っており、その治水対策とは河川改修に加え、犀川辰巳治水ダムの建設であると考えております。

また、金沢の治水対策は、犀川だけにとどまらず、浅野川の治水安全度も高める必要があります。出水時には浅野川放水路により浅野川から犀川へ導水することを浅野川流域における出水対策の一つと位置づけており、浅野川流域の治水対策を実効性のあるものにするためにも、犀川辰巳治水ダムの建設と河川整備が不可欠であります。

これまで金沢市議会では、市長は、市民が安全に暮らせるためにも総合的な治水対策が図られるべきであり、辰巳ダムの建設は必要であることや、辰巳ダムは犀川本川の水位を下げ、伏見川や安原川などの支川の流下能力を高める働きがあり、金沢市民の生命と財産を守るため重要な対策であると答弁しております。金沢市としては、一日も早いダムの完成を国、県に対し強く働きかけてきているところでもあります。

また、金沢市長が会長を務めております辰巳ダム建設促進期成同盟会としましても、市民の生命と財産を守るためにダムの日も早い完成を願っており、毎年、国に事業促進を要望してきております。

金沢市の重要施策の一つとして、安全、安心のまちづくりを推進しており、金沢市民の安全、安心を願う行政の立場からも、犀川辰巳治水ダムの一日も早い完成に向けてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、関係者の皆様方のなお一層のご協力、ご理解を心からお願い申し上げまして、私の公述を終わらせていただきます。

以上です。